

Citizens Network Against National ID Numbers(CNN)

# CNNニュース



国民背番号問題検討市民ネットワーク(CNN)

プライバシー・インターナショナル・ジャパン(PIJ)

## 今

の国会には、私たち国民の人権に  
関係するとても重要な法案が二つ  
あがっている。一つは、官民双方  
に適用あるプライバシー保護ルールを盛り  
込んだ個人情報保護法案である。そして、  
もう一つは、いわれのない人権侵害をうけ  
たときに駆け込める「人権委員会」を設け  
る人権擁護法案である。

私たち国民には、一つとも、とてもあり  
がたい法案のようにみえる。

ずつと「役所・行政」の手のなかで生か  
されてきたのだから、今度もうまい  
くのではないかと、  
思うかもしれない。

報道の自由は一人  
保障されると言っ  
ているし、一方でマス  
コミが行き過ぎれ  
ば、個人情報保護法  
を取り仕切る内閣府  
が「報道でない」と  
大岡さばきをしてく  
れる。そして、大臣  
が是正・中止命令、  
それでもダメだと、  
断罪までしてくれる。

おまけに、もう一方の人権擁護法を使え  
ば、法務大臣が取り仕切る「人権委員会」  
に駆け込める。そこでも法務局の役人がお  
助けマンをしてくれる。まさに、至れり尽  
せりの「役所まかせで、楽チンなコース」  
をつくる法案のようにみえる。

だが、もう一度、あたまを冷やして考え  
みよう。どちらの法案も、「役所・行政」  
が、陰ひなたに、国民生活やマスコミなどの  
民間機関に監視権限を広げる内容のものだ。

### 新たな役所依存をうむ 個人情報保護法や、 人権擁護法はいらない

「行政」ではなく、  
「司法」、「立法」が出番の時代ではないのか

これでは、プライバシー版「護送船団方式」  
ではないか。  
むしろ「小泉政治」には、被害を受けた  
人は、自分で裁判所に訴えて救済してもら  
うといった、自力救済を保障するやり方が  
似合うのではないのか。とすれば、役所・  
行政が起こしたプライバシー侵害や人権問  
題も含めて、もっと「司法」の場を活用  
し、そこでただすべきである。弁護士の数  
を増やし、気軽に駆け込んで頼めるお助け  
マン弁護士を育てる等々。まさに、司法制

度改革は、国民に身近で使いやすい仕組み  
をつくる、がモットーではなかったのか。

民間のプライバシー保護問題は、自主規  
制、つまり「民間規制」を徹底し、民間に  
任せる。そして、侵害に対する救済は「司  
法」に求めることにする。「役所・行政」  
は、「司法もどき」のような仕事はやらな  
い。住み分け(三権分立)を徹底し、今や  
ついているものも、できるだけ「司法」に委  
譲する。まさに、こうした哲学を貫徹する  
のが正道であるはずだ。

ところが、本来、「司法」がやるべき仕  
事を「役所・行政」が肩代わりする。こん  
な内容の法案にエールを送る小泉政治は腐  
りつつある。これでは、従来の自民党のや  
り方とまったく変わらない。  
ちなみに、議院内閣制をとる多くの先進  
諸国では、駆け込み救済機関(オムブズパ  
ーソン)を設ける場合でも、「行政」では  
なく、「立法」府、つまり議会直属のかた  
ちにしている。これは、民間の人権侵害は  
むろんのこと、行政による侵害も含めて公  
平に苦情を処理するためだ。

個人情報保護法案と人権擁護法案は、  
「役所・行政」を大きくするだけで、「小  
さな政府」の流れに逆行する。こんな法案  
を通せば、国民はますます役所に依存を強  
めるだけだ。

これに、国民の個人情報を国が一元的に  
管理する国民背番号制(住基ネット)が加  
われば、この国は完全に「データ収容所列  
島化」する。ひいては、データ収容所の看  
守である役人がますますパツコする役所社  
会主義国になりさがる。背番号制の廃案は  
もちろんのこと、こんな悪法は絶対に通し  
てはならない。

二〇〇二年四月二〇日

PIJ代表 石村耕治

#### 主な記事

- ・PIJ定時総会案内(12頁)
- ・全員確定申告に向けてのインフラ整備の課題
- ・河村議員、OB税理士脱税の実態を追求
- ・米SSNの濫用規制と米議会の動き(4)

特別報告 《確定申告インフラ整備の課題》

## 確定申告で納税者のプライバシーを守る

——全員確定申告をする納税制度に向けてのインフラ整備の課題

PIJ代表 石村耕治（白鷗大学教授）

# 最

近、「終身雇用制」の事実上の終焉など、雇用環境の変化あるいは税制の「国際化」の機運の高まりに伴い、政府税調や政府の経済財政諮問会議は、サラリードワーカー（給与所得者）にも確定申告を認め、「年末調整」を選択制とする方向で、検討を始めました。

サラリードワーカーも確定申告が前提であるとする政府提案の背景には、給与所得控除の圧縮など、不純な動機が見え隠れしているのも事実です。しかし、確定申告でプライバシーを守るという視点からは、歓迎されるべき提案といえます。

そこで今回は、この「全員確定申告制度」採用に当たり問題となる、「インフラ整備」の課題について、PIJ石村代表に報告していただきました。

はじめに

税理士法の改正を含め、全員確定申告を可能にするインフラ整備の課題

《守秘義務のない勤め先に個人情報提出を強制するのは時代錯誤の制度》

サラリードワーカー（給与所得者）の場合、勤め先は「給与所得者の扶養控除等申告書」の提出を求め、源泉徴収のための本人や親族のベースシクナ情報をつかむわけです。年末調整では、配偶者控除・配偶者特別控除や障害者控除なども併せて行うことになっています。このために、勤め先は、さらに細かい情報求めてきます。

しかし、配偶者にどれ位の所得があ

るのか分からない、あるいは聞けないという人も少なくない時代です。また、障害者控除を受けるとすると障害者手帳のコピーの提出を求められて、躊躇する人もいます。私生活を守り、アメニティを大事にする人たちにとっては、耐え難い時代錯誤の要求のようにも映ります。

このように、年末調整に必要ということで、扶養親族のパート収入や障害者手帳のコピーを、守秘義務のない勤め先に提出するように求める手続は、プライバシー（個人情報）保護の面から大きな問題があります。

源泉徴収事務の担当者は、労働基準法や企業の就業規則などで、一応、その事務を通じて知り得た個人情報等を他に漏らさないように求められます。しかし、税理士や課税庁職員とは異なり、法的な守秘義務があ

るわけではありません。

給与所得者も確定申告を原則とし、しかも年末調整は納税者の選択とするということで、プライバシーを守る公共政策の選択・転換が求められています。

《年末調整は

国民をダメにする制度》

また、無償（タダ）で、企業や民間機関などに、所得税や住民税の源泉徴収に加え、年末調整事務（所得税と住民税の確定申告事務の代行）の負担を強いていることについても、再考の余地があります。グローバルにみると、わが国の年末調整は特異な存在といえます。

年末調整が、実質的にサラリードワーカーの確定申告権を奪っているとの批判があります。また、年末調整が、納税者を植物人間化し、大量の税金無関心層をつくり、政治の動向（税の使途）にも強い関心を持たず、ひいては昨今の赤字財政づくりの一端を担ったとの分析もあります。

しかし、サラリードワーカーを含めて、全員確定申告を前提とする納税制度を確立することは、膨大な数の納税者が申告書などを自分で書いて提出することになります。給与所得から源泉所得税を徴収をされてい

全員確定申告に向けてのインフラ整備の課題

全員確定申告に向けてのインフラ整備の課題

る納税者が四千六百万人前後です。から、その全員が確定申告しないとすても、新たに加わる確定申告者の数は膨大なものになるとみられます。このことから、次のような、いくつかの解決されなければならない課題があります。

《全員確定申告制度の前提条件》

官民の税務援助体制の整備

申告書の作成を援助する制度をつかりと整備しないと、大量の無申告者をだすおそれがあります。したがって、課税庁の税務援助体制に加え、民間の税務援助の体制をどう整備するかが重要なポイントです。

電子申告制度の導入と、税理士の“独占権”見直し

大量の確定申告を期限内にさばくには、とくにボランティアによる民間の税務援助の仕組みをつくり、電子申告を普及させることがカギです。

こうした公共政策を実現するには、政府規制緩和の精神にたった税理士（約六万六千人）の職業独占の見直しが必要です。

課税庁の業務姿勢の転換

税務調査を受けたことも、税務署に足を運んだこともない、ふつうのサラリードワーカーも課税庁職員と接触する機会が増えます。このこと

から、先進諸国では当たり前になっている、“納税者はお客様”の視点にたった課税庁の「納税者サービス・スタンダード」の確立が求められます。

税務調査手続の

透明化・適正化の確立

サラリードワーカーも含め、税務調査の対象となる納税者が増えること、サラリードワーカーは蚊帳の外、とは言っていられなくなりま。したがって、税務調査手続の透明化・適正化が求められます。

サラリードワーカーにも

確定申告費用の控除を認める

確定申告控除のような、税務の専門家を利用した場合の費用控除の創設も一案です。

全員確定申告のもとの

税務援助制度改革の課題

サラリードワーカー（給与所得者）も含めて、全員確定申告を前提とする納税制度を確立することは、膨大な数の納税者が申告書などを自分で書いて提出することになりま。給与所得の源泉徴収をされている納税者が四千六百万人前後です

ら、新たに確定申告をする者の数はそれだけでも膨大になるといえます。しっかりとした税務援助の仕組みが確立されないと、大量の無申告者をだすことにもなりかねません。

官民のトータルな

税務援助制度の確立がカギ

税務援助制度とは、所得税の確定申告について、納税者を支援する仕組みをさします。

わが国においては、所得税の確定方式として、申告納税を原則的な方式としています。申告納税制度は、納税者自身が自分の課税標準及び税金を計算して納めるところから、自己賦課（self-assessment）と呼ばれることもあります。

申告納税制度が円滑に機能するためには、国民・納税者に正しい納税意識があり、しかも納税者自身に適正な申告を行うための能力があることが求められます。しかし、現実には、納税に関する一般的な意識、能力が不足しているため、正しい申告をするのが難しいことも多々あります。

税務援助制度は、納税者が正しい

申告をするのを支援し、申告納税制度が円滑に機能するための一環として設けられている制度です。

一般に、税務援助は、大きく官（課税庁）が行うものと、民間（職業専門家やボランティアなど）が行うものとに分けられます。

わが国においては、官（課税庁）が行う税務援助（無料相談）の仕組みとしては、税務相談室とタックスアンサーがあります。税務相談室は、各国税局や税務署など、全国約一五〇ヶ所に設けられています。

税務相談室には、税務相談官がいて、面談や電話による相談や指導を行っています。また、税務署は、確定申告期に各所に特設会場を設け、申告の相談にのるとともに、確定申告の受付をしています。

民間の税務援助の担い手は誰か

一方、わが国の 民間が行う税務援助（無料相談）制度は、大きく二つに分けられます。

一つは、税理士会が行う「小規模事業者への税務相談」（税理法四十九条の二）です。小規模零細納税者（無償または著しく低い報酬でなければ、税理士に委嘱することが困難な経済的理由を有する者）に対する、税務相談、記帳指導、税務書類

の作成指導・援助が中心です。

この税理士会が行う税務援助は、本来その対象者が小規模事業者に限られていました。しかしその後、対象者の範囲は還付申告者などにも拡大され、現在は確定申告時期の無料相談として全国各地で行われています。

もう一つは、いわゆる「臨税」（「臨時の税務書類作成」税法五十二条）と呼ばれるものです。これは確定申告期に二ヶ月の期間に限り、租税を指定して、自治体の職員や、民法法人、農協、漁協、事業協同組合、あるいは商工会などの役員や職員に、臨時に税務書類等の作成や相談に応じさせるものです。いわゆる期間限定型の、税務書類の作成・相談を税理士以外の者にも認める税務援助です。

**民間の税務援助を**

なぜ税理士に限定するのか、民間ボランティアがなぜできないのか

現在、わが国においては、「税務書類の作成」や「税務相談」などの業務は、有償、無償を問わず、税理士以外の者が行つてはならないこと

（無償独占）になっています（税法五十二条）。したがって、民間ボランティアが確定申告の援助をすることはできないわけです。

このため、小規模零細納税者は、経済的な理由から税理士に依頼することのできない場合でも、税理士以外の者（「臨税」の場合を除いて）に税務書類の作成の相談をすることはできないわけです。このように、税理士が税務援助をしているのは、税理士業務を無償独占とすることは、税理士業務に由来するものです。

わが国とは対照的に、後に詳しくふれるように、アメリカなど多くの先進諸国では税務書類の作成などが専門職の独占業務にはなっています。したがって、確定申告書の作成相談に、容易に民間ボランティアを動員できるわけです。また、オーストラリアを例にすると、税理士制度はありますが、税理士業務は「有償独占」の仕組みをとっています。したがって、無償（タダ）ならば、民間ボランティアが税務援助をしても問題がないわけです。

これらの国々では、大量の確定申告を期限内にさばくために、課税庁の主導で民間ボランティアを育成し、税務援助を行っています。

**政府規制により**

税理士が独占できる業務の範囲

わが国の税理士制度は、政府のお墨付き（規制）によってつくられた民間の税務サービス業務を行う固有の専門職制度です。税理士法により、税理士は、納税者などから依頼があれば、税金（租税）に關し次のような業務を独占的に行うことができます（税理士法五十二条）。

- 《無償独占業務》
- (1) 税務代理（法二一）  
税務申告、申請、請求または異議や国税不服審判所などへの不服の申立て、税務調査や処分に対しての主張、陳述、代理または代行行為
- (2) 税務書類の作成（法二二）  
税務申告書、申請書、請求書、不服申立書などの作成
- (3) 税務相談（法二三）  
税務申告や主張、陳述について、租税の計算に關する事項の相談
- 《名称独占業務》
- (4) 付随業務（法二四）  
財務書類の作成、会計帳簿の記帳代行その他財務に關する事務
- (5) 訴訟の補佐・陳述（法二五）  
弁護士（訴訟代理人）といつしよに裁判所に、許可を要することなく出廷し、補佐人として租税に關する事項についての陳述（ただし尋問は

不可）。具体的には、申告・調査・処分に關する事項や国税債権不存在訴訟など、「官対民」訴訟に加え、相続税争い関連訴訟や税理士損害賠償請求訴訟など、「民対民」訴訟にも及ぶ（ただし刑事関連訴訟は対象外（刑訴法四十一））

なお、ここで税理士業務の対象となる租税（税目）は、原則として国税および地方税のすべてです。ただ、税理士の援助があまり必要とは思われないあるいは税理士業務に及ばない税目は外されています。例えば、印紙税、登録免許税、関税などです（税法二一）。但書、税理士令一。また、税理士でない者も、当局からの許可があれば臨時の税務書類の作成ができるなどの例外があります（税法五十）。

**税理士の業務独占の意味**

一般に専門職の業務独占の形は、大きく(a)「無償独占」、(b)「有償独占」および(c)「名称独占」の三つに分けることができます。それぞれの意味は、税理士業務を例にすると、次のとおりです。

- (a) 「無償独占」  
税理士登録した者以外の者（非税理士）は、タダ（無償・無料）であっても、他人の依頼を受けて、規制

全員確定申告に向けてのインフラ整備の課題

全員確定申告に向けてのインフラ整備の課題

された税理士業務（税務代理、税務書類の作成、税務相談）を繰り返しやってはならないということ（税理士法基通一）。

(b)「有償独占」

非税理士であっても、タダ（無償・無料）であれば、他人の依頼を受けて、規制された税理士業務（訴訟の補佐・陳述を除く）を繰り返しやっていると見なされます。

(c)「名称独占」

税理士は、税理士という名称（ブランド）を使って、報酬をもらって（有償・有料で）その業務（例えば記帳代行）ができますが、非税理士も、税理士のブランドを使わなければ、有料でその業務をやってもいいということ（注）。

民間の税務サービス業務について  
 専門家制度がある国は少数派

わが国では、民間の税務サービス業務は税務固有の専門家である税理士の独占業務になっています。わが国のような税務固有の専門家制度がある国は、実は少数派です。日本以外にも、ドイツ、オーストラリア、韓国、などです。

このように各国で制度はまちまちです。しかし、大きく、一定の公的資格がないと、無償・有償を問わず

ず、すべての税務サービス業務ができない国（例えばドイツ、日本）と、無償・有償を問わず、一部ができない国（例えばアメリカ、イギリス、オーストラリア）に分けることができます。

いくつかの国を例にとって、どのような制度的特徴があるか見てみましょう。

【アメリカ】

税務申告書の作成や税務調査の立会などは、有償、無償を問わず誰でも行うことができます。しかし、課税庁との折衝や不服申立などの税務代理は、弁護士（attorney-at-law）、公認会計士（CPA）、登録税務代理人（enrolled agent）のみが行うことができます。連邦租税裁判所での訴訟代理は、弁護士および公認会計士や登録代理人で租税裁判所が実施する試験に合格した者のみが行うことができます。

資格者数 アメリカの公認会計士数は約五十万人、弁護士数は約九十万人、登録代理人は約三万五千人です。

【イギリス】

税務申告書の作成や税務調査の立会などは、有償・無償を問わず誰でも

行うことができます。しかし、審査請求などの税務代理は、公認（勅許）会計士（CA, CPAなど）や弁護士（solicitor）のみが行うことができます。

【オーストラリア】

税務申告書の作成などは、無償の場合に限り誰でも行うことができます。

しかし、有償の税務サービス業務は登録税理士（registered tax agent）のみが行うことができます。つまり、有償独占の税理士制度をえているわけ（注）です。なお、公認会計士（CA, CPAなど）や弁護士（solicitor）も、有償の税務サービス業務を行うには税理士登録が求められます。

有資格者数 登録税理士の数は二万五千人弱です。

【フランス】

税務サービス業務に法規制はなく誰でも行えます。実際は、主に弁護士と公認会計士が税務サービス業務を行っています。税務訴訟は弁護士の独占業務で、税務弁護士といわれる主に税務を専門とする弁護士がいます。

資格者数 フランスの公認会計士数は約一万六千人、弁護士数は約三万人です。

全員確定申告、電子申告を前提とした税理士業務独占のあり方

わが国の政府税調や政府の経済財政諮問会議は、サラリードワーカー（給与所得者）にも確定申告をすることができるとの導入を、検討課題としてあげました。これまで源泉徴収と年末調整制度で課税関係が終了していたサラリードワーカー（給与所得者）にも、確定申告の道を開こうというものです。いいかえると、年末調整制度を選択制にするなどして、全員確定申告を前提とする政策変更が検討されています。

政府のめざすところが、たんに年末調整との選択制だけをターゲットとしているのか、その場合でも、納税者個人が選択する形とするのか、あるいは、企業が選択できるようにするのかにより、税務援助に対するニーズは当然ちがってきます。また、現行の特例支出控除制度は、まさに「仏つくって魂入れず」の典型で、「使いにくさ」のため毎年数人が採用しているにすぎません。現行の特定五項目から交際費や書籍代などの項目を入れて「魂の入った制度」に改革するというのであれば、税務援助に対するニーズはかなりのものになるでしょう。

コラム 特定支出控除（必要経費）制度の実態

特定支出控除制度は、大島サラリーマン課税違憲訴訟（最判昭60.3.27判決・民集39巻2号247頁）を契機に、1987（昭和62）年の税制改正で導入されたものです。自営業者の場合には実額控除が認められるのに、給与所得者には定額控除より認められないことの不公平さを問うた納税者の声に応えようとの趣旨の制度です。しかし、職務にかかわる交際費や冠婚葬祭費、書籍費、労働組合費など、肝心の支出が“特定支出”として認められていません。また、現在認められている 交通費（非課税分を除く）、転居費、研修費、資格取得費、単身赴任者の帰宅旅費の5項目についても、制限が厳しく、手続も煩雑で、使い勝手が悪いのが実情です。この制度の利用実績は、ここ数年をみても、平成8年は3件、9年は1件、10年は3件、11年は3件、そして12年は7件です。4,600万人の給与所得者に占める利用実績ですから、ほとんど制度として機能していないといえます。特性支出項目の拡大・整備が急務といえます。

全員確定申告に向けてのインフラ整備の課題

この場合、税理士以外は無料（タダ）でも他人のために税務書類の作成などをやってはいけないうる原理主義では立ち行かなくなること

先進各国の  
税務援助制度を点検する

このように、無償独占をベースとした現行税理士法の排他的な業務システムは、全員確定申告を前提とする納税制度の展開にとってネックとなるおそれがあります。「国民・納税者が主役」の申告納税制度の確立に向けて、政府規制緩和の精神に沿った税理士制度の改革が求められてくるものと思われます。もちろん、「所得税」を税理士業務の対象業務から外すのも一案ですが、現実的な対応かどうかは疑わしいところです。

わが国の現行の税務援助制度を、グローバルな視点にたつて点検することも大切です。わが国とオーストラリア、アメリカ、カナダ、イギリスの税務援助制度を比べてみると、大まかな内容は、次ページの「図1 税務援助制度の国際比較」のとおりです。

いずれにしろ、全員確定申告をす  
る納税制が実現すると、膨大な数の  
納税者が申告を行うことになりま  
す。当然、確定申告・納税に関する  
相談も今までは比較にならないほ  
ど多くなると予想されます。官民の  
しつかりした税務援助（無料相談）  
制度が用意されなければ、期限まで  
に申告できない納税者が大量に発生  
することにもなりかねません。

限内に大量の確定申告をスムーズに  
処理し終えるのは難しいように見え  
ます。  
民間で「税務を独占している」税  
理士だけでこれらの申告者に税務援  
助をすれば、税理士一人当た  
り相談者が何百人にも上るもの  
思われます。ひいては、税理士は確  
定申告時期に無料相談だけに忙殺さ  
れてしまうおそれがあります。  
また、確定申告の効率化のために  
は、「電子申告」も重要な役割を担  
うことになりま  
す。したがっ  
て、民間の申告  
支援ボランティア  
制度の確立と  
ともに、電子申  
告のインフラ整  
備なども必要不  
可欠となるでし  
よう。

が危惧されます。  
この課題に対処するためには、や  
はり、税理士の業務のうち、「税務  
書類の作成」および「税務相談」業  
務を、「無償独占」から「有償独  
占」に移行させるなどの対応を考  
える必要があります。つまり、政府規  
制緩和の精神に沿って、現行の厳格  
な税理士の業務独占の仕組みを緩め  
る必要があります。

主要各国の  
税務援助制度のあらまし  
ちなみに、無償独占の税理士制度  
のあるドイツの場合、給与所得者の  
確定申告の税務援助は、資金援助協  
会が行っています。この協会は、ド  
イツ税理士法で、給与所得に關して  
のみ税務援助ができる権限が与えら  
れています。わが国の期間限定型の  
臨時ではなく、業務限定型の恒久的  
な税務援助者の仕組みといえます。  
いずれにしろ、アメリカなど多く  
の先進諸国では税務書類の作成や税  
務相談が政府規制による専門職の独  
占業務とされています。したがっ  
て、申告援助に民間ボランティアを  
活用するのが容易なわけです。ま  
た、オーストラリアの場合、税理士  
制度はありますが、「有償独占」の  
仕組みです。したがって、無償（タ  
ダ）で民間ボランティアが税務援助  
をして問題がないわけです。

「図1 税務援助制度の国際比較」

比較項目	日本	オーストラリア	アメリカ	カナダ	イギリス
実施機関 援助者 プログラム	税理士会 税理士 確定申告無料相談 (その他臨時税理士制度) 無償独占の税理士制度	国税庁(ATO) 民間ボランティア 税務援助(Tax Help)プ ログラム 有償独占の税理士制度	内国歳入庁(IRS) 民間ボランティア ボランティア所得税援助 (VITA)、高齢者向け税務 相談(TCE)プログラムな ど	国税庁(RC) 民間ボランティア コミュニティ・ボラン ティア 所得税(CVIT) プログラ ム	タックス・エイド(Tax Aid)などのNPO ボランティア 高齢者税務援助(THOP) プログラム
参加者数 相談件数	延べ65,000人 約859,000件 (平成11年度)	約2,000人 約60,000件(2000年)	VITA~約4万人 [全米7,700箇所] 188万件(1999年) TCE~約3万2千人 [全米10,562箇所] 160万件(1999年)	参加数不明 約200万件	2000年にパイロット計 画開始
援助者への報酬	日当約17,000円	交通費など実費のみを 支給	交通費など実費負担分は 公益寄付金控除の対象	なし	なし
対象者の所得制 限など	原則300万円	33,800豪ドル(約236 万円)	VITA~低所得者、高齢 者、障害者、移民 TCE~60歳以上の高齢者	高齢者、低所得者、学 生、移民	高齢者
対象・対象外の 所得	譲渡所得、複雑なものは 対象外	事業所得、譲渡所得は対 象外	給与所得、年金所得など、 プログラムによっては、 事業所得なども可	給与所得、年金所得な ど	年金所得
援助内容	税務相談、申告書の書き 方指導	書き方指導(税額計算せ ず)	税務相談、申告書の書き 方指導	税務相談、申告書の書 き方指導	税務相談、申告書の書 き方指導
援助会場への来 所	はがき通知、任意来所	完全予約制	予約制	予約制	予約制
責任の所在	不明、事実上は税務署	国税庁(ATO)	課税庁(IRS)	課税庁(RC)	NPO
保険	損害賠償保険なし	損害賠償責任、労災補 償	損害賠償責任、労災補償	労災補償	不明

全員確定申告に向けてのインフラ整備の課題

これらの国々では、タダであれば、誰でも他人のために申告書の作成を指導・援助ができることから、課税庁主導で民間ボランティアを育成し、税務援助を行っているわけです。また、アメリカの場合、コースクールやビジネススクールなどでも、単位認定をする形で税務援助プログラムを実施しています。高齢者支援団体(NPO)も、税務援助プログラムを幅広く実施しています。

全員確定申告と  
電子申告導入の課題

わが国では、従来から、納税者や税理士は、課税庁に対し、書面(紙)で納税申告書(以下「文書申告」)を提出しています。一方、今日、ほとんどの会計帳簿などは、コンピュータを使って情報処理され(紙にも印刷しますが)元のデータは電子データの形で保存されています。それにもかかわらず、申告のときは、わざわざ紙(ペーパー)にプリントしているのが実情です。

こうした不合理、非効率な状況を改善することをねらいに、電子データの形(ファイル)で申告するのを認めようというのが「電子申告

(Electronic Filing, Electronic Lodgment)」です。世界的にみる

と、電子申告が主流になりつつあります。

全員確定申告を建前とする納税制度の実施にあたっては、大量の申告事務を円滑に処理するため、電子申告も大いに活用されなければなりません。そのためには、電子申告が身近で、使い勝手がよいものでなければなりません。

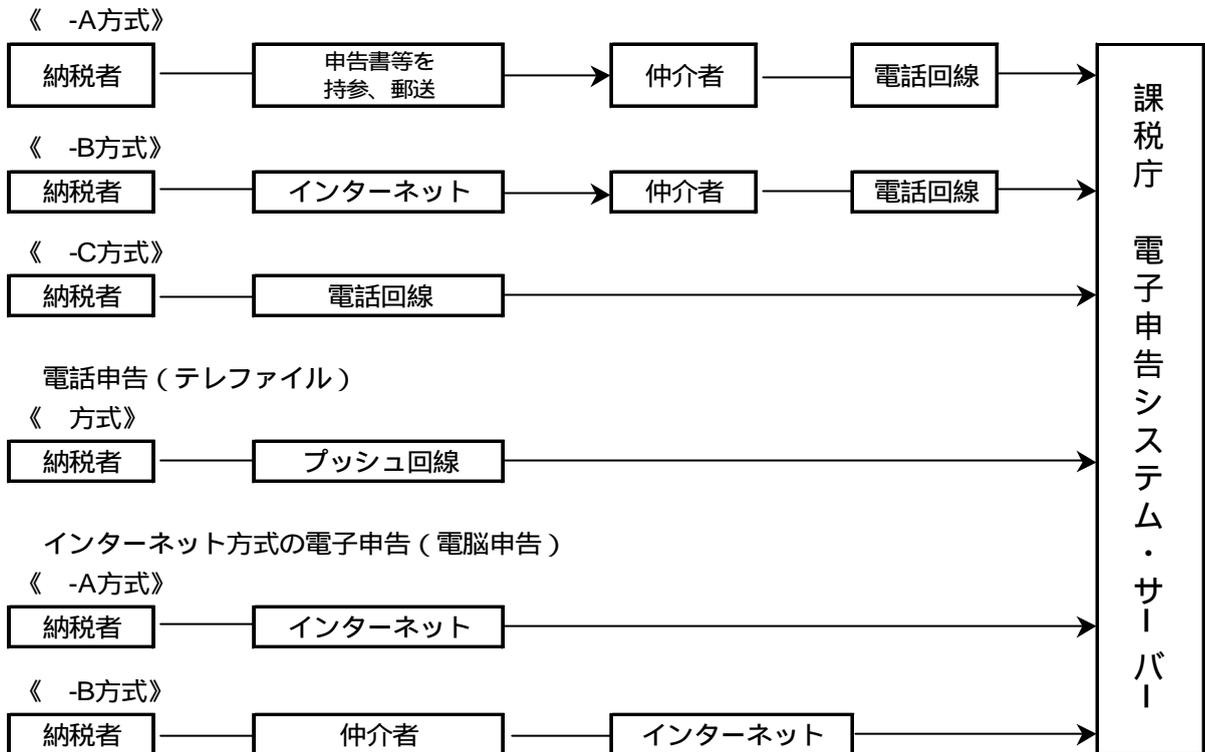
電子申告とは、納税申告書や法定添付書類などを電子データ・ファイルのまま課税庁に提出(送信)する方法をさします。しかし、一口に「電子申告」といっても、さまざまな方式があります。おおまかに分けると、次ページの「図2 電子申告の基本的な類型」のようになります。

わが国では、すでに電子申告の実験がはじまり、国税レベルでは、二〇〇二年に、本格的な導入に向けた税法改正が予定されています。また、地方税についても、制度導入に向けた検討がはじまっています。納税者の利便性を考えると、国税と地方税とを一括して電子申告ができる「合同電子申告システム」や、「ワン・ストップ・ファイリング」をどう構築していくかが重要な課題です。

わが国には、「税務書類の作成」を独占業務とする税理士制度があり

「図2 電子申告の基本的な類型」

ダイアルアップ(パソコン通信)方式の電子申告



全員確定申告に向けてのインフラ整備の課題

ます。電子申告の本格的な導入に関しては、この業務と密接に絡む問題があります。

つまり、電子申告ファイルの作成・送達は、税理士法で無償独占とされる「税務書類の作成」にあたるのではないかとのことです。そうなるのであれば、電子申告の作成・送達という「仲介者」の業務は税理士しかできなくなるおそれがあります。

インターネット方式の電子申告(電腦申告)、とくに 仲介者なしの《A方式》が普及すれば、問題はないという向きもあります。しかし、年一回の確定申告をするのに、納税者本人が、個人認証を受け、申告ソフトを課税庁のホームページからダウンロードし、スクリーンで打ち込んでいく手間は大変なものです。近くに、手軽に頼める電子申告送達業者がいれば、いかにパソコンにたけていても、大方の人はそこでやっつてもらうでしょう。電子申告仲介業者をどう位置付けるかは、重要な課題です。アメリカのように、課税庁(IRS)に届け出た「IRS認定電子申告プロバイダー」のような業種を新たに作るべきなのでしょうか。

あるいは電子申告の仲介業、つまり電子申告ファイルの作成・送達は「税務書類の作成」にあたり、税理士の独占業務と

い張るべきなのでしょう。無償独占の呪縛から逃れられないとすると、税理士が電子申告ファイルの送達業務を独占するか、あるいは税理士法の改正が必要になってくるでしょう。この点で、的確な公共政策を選択することは、大量の無申告者を出さないためにも、非常に重要です。税理士会がかねがね主張してきた「国民・納税者本位の申告納税制度の確立を」といった呪文の真価が問われてきます。

先進各国における  
「納税者憲章」制定ラッシュ

サラリードワーカー(給与所得者)にも確定申告をすることができ、多くの人が課税庁と折衝をする機会も飛躍的に増えてきます。また、商店主などと同じように、税務調査を受けることも多くなるはず。サラリードワーカーにとり、「税務調査は対岸の火事」とは言っていられなくなるわけですね。

欧米諸国では、公務員は、文字どおり「パブリックサーバント」、つまり「一般の人たちへの奉仕者」であるわけです。したがって、課税庁が、納税者をクライアント(お客

様)として取り扱うことは、欧米諸国では常識です。

近年、先進各国では、課税庁が、「お客様」である納税者に接する際の「納税者サービス・スタンダード」を明確にできています。そのため、「納税者憲章 (Taxpayer's Charter)」や「納税者の権利宣言 (Declaration of Taxpayers Rights)」などの制定、租税手続法改革のラッシュが続いています。わが国は、こうした流れに完全に遅れてしまっています。

- 各国の納税者
- サービス・スタンダード確立の動き
  - フランス
    - 一九七五年 税務調査における憲章
    - 一九八一年 租税手続法典制定
    - ドイツ
      - 一九七七年 租税基本法改正
    - カナダ
      - 一九八五年 納税者の権利宣言
    - イギリス
      - 一九八六年 納税者憲章
      - 一九九一年 新・納税者憲章
    - ニュージーランド
      - 一九九二年 お客様(納税者)憲章
    - アメリカ
      - 一九八六年 アリゾナ州「納税者権利章典法」を制定。

全員確定申告に向けてのインフラ整備の課題

以後、各州で次々に同様の法律を制定

- 一九八八年 IRS・納税者としてのあなたの権利
- 一九八八年 連邦第一次納税者権利保障法(T1)制定

その後、一九九六年、第二次(T2)制定、一九九八年、第三次(T3)制定

- オーストラリア
  - 一九九七年 納税者憲章
- 大韓民国
  - 一九九六年 国税基本法改正
- 一九九七年 納税者憲章
- OECD
  - 一九九〇年「納税者の権利と義務」OECD各国の法制調査」発表

納税者憲章制定の意味

各国が、課税庁の納税者サービス・スタンダードを明確にできてくる背景にあるものは、ズバリ言うて、「小さな政府」の考え方です。イギリスを例にして、少し詳しく説明してみます。

イギリスの納税者憲章(Taxpayer's Charter)は、サッチャー政権時代に「小さな政府」実現の一環として、制定されました。「小さな政府」をつくるための行政改革、構造改革には、大きく、「量的な改革」と「質的な改

革」の二つの側面があるわけです。「量的な改革」とは、ともかく役所や公務員の数を減らすことです。そして、もう一方の「質的な改革」とは、行政サービスの効率化、クライアント・ベースでのサービス徹底などが課題となるわけです。

サッチャー政権は、徹底した民営化を進めました。これは、「量的な行政改革」の側面にあたるわけです。一方、「質的な行政改革」については、一九九一年に遡りますが、イギリス政府は「市民憲章(Citizen's Charter)」を公布しました。この憲章は、市民に対する中央政府の行政サービスの質を改善するための基準を表したものです

つまり、市民憲章は、「質的な行政改革」の基準なわけです。市民憲章の公布後、主な行政機関では、それぞれ、サービス内容と質について詳しい点検が行われました。また、各機関は、サービス提供の基準を設定した憲章を公表しました。

課税庁は、一九八六年にすでに「納税者憲章」を公表していましたが、一九九一年に、「新納税者憲章」を公表しました。「新納税者憲章」の内容は次ページのとおり)

つまり、「納税者憲章」は、課税庁

の「質的な行政改革」の基準なわけです。これまでの「役所が主役」という意識を根本から改め、「市民・納税者が主役でお客様」という意識で仕事をすることの誓いなわけです。

民主党がつくった

課税庁のサービス・スタンダード

わが国の税制では、ふつうの税務調査(「課税処分のための調査」)は、「必要があるとき」に行うことができることとされます。この「必要があるとき」とは、だれが見ても、客観的に必要性が認められる場合をさします(最判48・7・10決定、刑集27巻7号一二〇五頁)。課税庁職員は自由な裁量に任されているわけはありません。

客観的な必要性のない質問検査は違法です。したがって、調査対象者は、調査を受忍する義務を負いません。

これまで「必要な調査」かどうかについては、実務事例や判例、学説が積み重ねられてきました。とはいっても、素人である調査対象者には、必要な調査かどうか即時・的確に判断するのは難しいのが実情です。また、現行法には、課税庁が、なぜ調査をするのか(調査理由)を調査対象者に開示・説明するように求める定めがありません。したがっ

イギリスの新納税者憲章（1991年）

- あなたは、わたしたち課税庁に対し次のことを期待する権利があります。
- . 公平であること。つまり、
  - ・あなたの税金問題を公正に処理すること。
  - ・あなたは法律のもとで義務が生じる額についてのみ支払を求められること。
  - ・どの人に対しても同じような公平さをもって取り扱うこと。
  - . あなたを援助すること。つまり、
  - ・（わたしたちが）あなたの税金問題を正しく理解するように務めること。
  - ・あなたが、自身の権利と義務を理解できるように務めること。
  - ・簡潔な説明書と書式を用意すること。
  - ・あなたに、わたしたちの相談所で情報と援助を与えること。
  - ・つねに礼儀正しく務めること。
  - . 効率的なサービスをすること。つまり、
  - ・あなたの税金問題を速やかに、そして正確に処理すること。
  - ・あなたの私事について厳格に部外秘とすること。
  - ・あなたがわたしたちに提供した情報を、あくまでも法律が認める限りにおいて利用すること。
  - ・法律執行に協力するためのあなたの費用が最小限になるように務めること。
  - ・わたしたちの費用を下げるように務めること
  - わたしたちの責任の所在を明示すること。つまり、
  - ・内部にスタンダードを設定し、かつ、わたしたちが、いかにこのスタンダードにしたがって行動しているかについて公表すること。
  - あなたが納得しない場合には
  - ・わたしたちは、あなたがどのように苦情申立をしたらよいのか、正確にお知らせします。
  - ・あなたは、自身の税務をもう一度検討するように求めることができます。
  - ・あなたは独立した審判所に審査してもらうことができます。
  - ・あなたは、国会議員を通じてオンブズマンに対し苦情を申し立てることができます。
  - 一方、わたしたちは、あなたに対し次のことをお願いします。
  - ・誠実であること
  - ・わたしたちに正確な情報を提供してもらうこと。
  - ・あなたの税金を期限までに支払ってもらうこと。

て、税務調査をめぐっては、いまも納税者と課税庁との間で絶えず争われています。

今後、サラリードワーカースも含め、広範な納税者が確定申告をする

となると、税務調査の透明化や課税庁のサービス。スタンダードを確立することが急務となります。

最近、法律を改正して、こうした課題を一挙に解決してしまおうとい

う動きがでてきました。二〇〇一年末に、民主党（筆頭・河村たかし衆議院議員・PIJ相談役）が議員立法のかたちでまとめあげた「税務行政における国民の権利利益の保護に

資するための国税通則法の一部を改正する法律案」（通称「納税者権利保障法案」）です。

民主党の  
納税者権利保障法案の骨子

この納税者権利保障法案は、課税庁の納税者サービス・スタンダードを確立することがねらいです。とくに税務調査手続を透明化するため、調査理由の開示および事前通知、調査終了通知の制度をつくることに重点をおいています。なお、この法案は、現行の国税通則法の改正によって必要な改善を実現しようとするものです。

納税者権利保障法案の骨子

目的の改正

国税通則法（法）の目的を、国税についての基本的な事項及び共通的な事項を定め、税法の体系的な構成を整備し、かつ、国税に関する法律関係を明確にするとともに、税務行政の公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の納税義務の適正かつ円滑な履行及び国民の権利利益の保護に資することとする。

（法一条関係）  
税務行政の基本理念等

全員確定申告に向けてのインフラ整備の課題

全員確定申告に向けてのインフラ整備の課題

(1) 税務行政運営の基本理念

税務行政の運営は、国民の納税義務の適正かつ円滑な履行が確保されるよう、公正を旨として行われなければならないものとする。

国税当局は、その職務の執行に当たっては、国民のプライバシーを尊重しなければならないものとする。

国税当局は、税務行政に関する国民の理解を得るため、必要な情報の提供を行うとともに、税務行政に関する国民の意見、苦情等に誠実に対処しなければならないものとする。

国税庁、国税局、税務署及び税関並びに国税不服審判所の当該職員は、その職務の執行に当たっては、国民の権利利益の保護に常に配慮するとともに、国民が納税に関して行った手続は、誠実に行われたものとして、これを尊重することを旨としなければならないものとする。

(法四条の二関係)

(2) 税務行政運営の基本方針

国税庁長官は、一に定める税務行政運営の基本理念にのっとり、税務行政の運営の基本となる方針を定め、これを公表しなければならないものとする。

(法四条の三関係)

(3) 納税の主体たる国民に対する文書の作成及び普及

国税当局は、(1)に規定する事項及び納税の主体たる国民の権利利益の確保のために必要な事項の概要に関する文書を作成し、普及しなければならないものとする。

の文書は、納税の主体たる国民の立場に立って、平易な表現を用いたものでなければならぬものとする。

(法四条の四関係)

質問又は検査の事前通知等

(1) 税額の確定に係る調査等のための質問又は検査の事前通知等

国税庁、国税局、税務署又は税関の当該職員は、納付すべき税額の確定に係る調査等のための所得税法二百三十四条一項その他の政令で定める国税に関する法律の規定による質問又は検査(以下それぞれ単に「質問」又は「検査」という。)をし

ようとする場合には、質問又は検査をする日の十四日前までに、その相手方に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならないものとする。ただし、検査をしよ

うとする物件が隠滅される等調査の目的を達成することが著しく困難になると認められるに足りる相当な理由がある場合は、この限りでないものと

すること。

イ・相手方の氏名(法人については、名称)及び住所又は居所  
ロ・当該職員の名氏及び所属する官署  
ハ・調査を必要とする理由  
ニ・質問又は検査の根拠となる法令の条項  
ホ・質問をする事項又は検査をする物件  
ヘ・質問又は検査をする日時及び場所  
ト・に規定する変更の申出に関する事項  
チ・その他財務省令で定める事項

の通知を受けた者は、当該通知をした国税庁、国税局、税務署又は税関の当該職員に対して、質問又は検査をする日時又は場所の変更を申し出ることができるものとする。

国税庁、国税局、税務署又は税関の当該職員は、のただし書に規定する場合において、質問又は検査をしよとするとときは、その相手方に対し、のイからホまで及びチに掲げる事項を記載した書面を交付しなければならないものとする。

(法三十三條の二関係)

(2) 税額の確定に係る調査の結果に関する情報の提供

国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長は、当該職員が質問又は検査を行った場合には、当該質問又は検査の相手方に対し、当該質問又は検査に係る調査の結果に関する情報を提供するものとする。

むすびにかえて

確定申告でプライバシーを守る

サラリードワーカー(給与所得者)の場合、勤め先は「給与所得者の扶養控除等申告書」の提出を求め、源泉徴収のための本人や親族のベシツクな情報をつかむわけです。年末調整では、配偶者控除・配偶者特別控除や障害者控除なども併せて行うことになっています。このために、勤め先は、さらに細かい情報を求めてきます。

(次ページの「表1年末調整でできる控除項目」を参照。)

しかし、配偶者にどれ位の所得があるのか分からない、あるいは聞けないという人も少なくない時代です。また、障害者控除を受けるとすると障害者手帳のコピーの提出を求められて、躊躇する人もいるはずで

表1 年末調整でできる控除項目

基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、障害者控除、老年者控除、寡婦（寡夫）控除、勤労学生控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、損害保険料控除、住宅ローン税額控除（2年目以降・措置法<sup>41</sup>ノ2）

事にする人たちにとっては、耐え難い時代錯誤の要求のようにも映ります。家族の個人情報や加入保険情報などは、そもそも勤務とは関係してとらえられてはいけないプライバシーです。

このように、年末調整に必要というところで、扶養親族のパート収入や障害者手帳のコピーを、守秘義務のない勤め先に提出するように求める手続は、プライバシー（個人情報）保護の面から大きな問題があります。と同時に、「会社は自分の面倒をすべてみてくれている。だから会社の指示には従う」との誤った「忠誠心」の遠因となってきました。

年末調整制度は、かつての日本株式会社的な、集団主義的な発想の延長線上の「負の遺産」ともいえま

全員確定申告に向けてのインフラ整備の課題

す。年末調整制度を変え、プライバシーを大事にする確定申告納税制度の保障は急務といえます。年末調整ではなく、「全員が確定申告」して自らの税額を確定することが、所得税法の本来の規定でもあります。

また、「全員が確定申告」が原則になれば、事業者とサラリードワーカーの間にある（といわれる）、「税の不公平感」解消にも効果があるでしょう。さらに、自分の払った税の使途にも、もっと目を向ける契機になるかもしれません。

しかし、この場合、税務署員を大幅増員するような「大きな政府」になることは避けなければなりません。したがって、政府規制緩和の精神にたつた民間ボランティアを活用した大掛かりな税務援助制度など、全員確定申告を可能にするインフラ整備の課題に果敢に取り組む必要があります。

一方、納税者に不要な負担をかけないように、確定申告控除のような、税務の専門家を利用した場合の費用控除制度の創設も一案です。

(い)

## PIJ定期総会のご案内

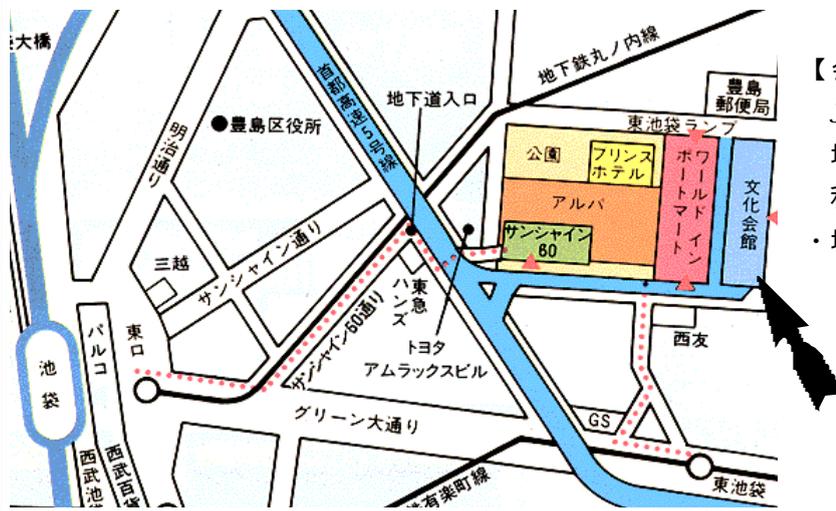
プライバシー・インターナショナル・ジャパンの定期総会を開催します。

日時 2002年5月18日（土） 午後2時開会（受付は1時半から）

会場 サンシャイン文化会館 702号室

(Tel.03-3989-3470)

議題 事業報告、役員選任、新年度事業方針及び事業計画



### 【会場までの交通】

- JR山手線・埼京線池袋駅 徒歩8分
- 地下鉄有楽町線 東池袋駅 徒歩3分
- 私鉄東武東上線・西武池袋線
- 地下鉄丸の内線 池袋駅 徒歩8分

総会会場です

河村議員、OB税理士脱税の実態を追求

## 河村たかし議員 (PIJ相談役)

## OB税理士脱税の実態を追求

『OB税理士の顧問料は、みかじめ料。なぜ高額所得者に名前が出ないのか』

国税庁は居直り、財務大臣と総理大臣は、調査しますと繰り返し返すのみ

—— 国税庁の実態調査の千倍の報酬？ 検察OBにも国税庁があつせん？

〇〇一年四月二十日発行のCNNニュース第25号において、二〇〇〇年十一月二

十一日衆議院大蔵委員会(当時。現在、財務金融委員会。)の議事録の一部を紹介した。この委員会では、二〇〇〇年五月十九日、同委員会で、河村たかし議員(PIJ相談役)が行った、「優良法人とOB税理士(天下り税理士)」の実態に

関し、国税庁が回答した調査結果の内容について、同議員がさらに国税庁を追求した。

河村議員は、大武政府参考人(国税庁次長・当時)などの「OB税理士あつせんが悪いのか」とも受け取れる居直り答弁に対し、「OB税理士が「脱税に関与という……払う方(納税者)がむかつく」ような実態

がないか、いつそう調査を進めるように要望。

ところが本年(二〇〇二)一月になって、「脱税関与」どころか、OB税理士(元札幌国税局長)自身の巨額な脱税が発覚。

さつそく河村議員は、この問題を国税庁(政府)がどう受け止めているか、「OB税理士」あつせんとの関係はどうか、など前年に引き続き、国税庁を厳しく追及。

そこで昨年(二〇〇一年)の委員会質疑に引き続き、第一五四回国会衆院予算委員会(二〇〇〇年二月十三日開催)における、河村議員のOB税理士問題追及の議事録(第一類十四号・十六頁〜二十二頁)の抜粋を掲載する。(議事録中の見出し文は編集部でつけたものです)

第一五四回国会衆院予算委員会

(平成十四年二月十三日開催)

## 議事録抜粋

OB税理士の顧問料はみかじめ料

河村(た)委員 総理をねらう男、河村たかしでございます。民主党でございますが、総理をねらう男、河村たかし。

私は名古屋で小さい企業をずっとやってまいりまして、だから、本当の小さい自由主義経済に生きてきた人間なんです。その立場から、この間の札幌国税局長の話、絶対許さぬ、あれは。みんな怒っておると思えますよ、テレビ見ておる人も。本当に今、金ももつからぬ。大変なん

だよ。それで、税金のシーズンが始まる。なぜかこの問題が出てこぬのだよ。

これはどういふことかといいますと、後ですつと事実を提示して言いますから、総理、これは本当によく聞いておいてください。あなたはこういうことを変えると言った人です。よ、それは信頼しているからね。よく聞いてください。

この事件というのは、全国に何万という会社があるんだけど、そこに大体月に五万とか十万とかいうお金を国税局が頼んで、みかじめ料です、要するにこれは。用心棒代だ。税理士やらないんだよ。そういうところの企業がそういうところへ出すと、そこに顧問が、国税庁の、税務署のOBが税理士となって行く、こういう構造ですよ。要するに金を出せる、若干金持ちというか大企業が多いんです、特に。

金を持つておる人たちというのは国税とつるんで、出す方はなぜ出すんですか。税理士なんかやらないんですよ。なぜ出すんだ、要は口ききをしてほしいからなんだよ。いろいろな税の解釈がありますよ、交際費になるとかならぬとか。そういうことをやっている。本当の庶民だけ、僕らの会社でもそうだよ、そのみか

じめ料を、用心棒代を払う金がないところはみんな苦勞して、全部取られてるんだ。これから、きょうテレビ見ておる源泉徴収の皆さん、これは何ともできない、きょうはこの事実を明らかにしますから。

\*みかじめ料…縄張り内で営業することを容認する見返りとして要求する金品。又は「面倒を見てやる」「何かあったら話を付けてやる」というように、縄張り内で営業を営む者に対し、要求する用心棒代（いずれも、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（通称、暴対法）九条」により禁止し中使命令の対象となる「暴力的要求行為」。）

「裏」のあっせんがあるはず

国税庁は表のあっせんを言う、あっせんシステム、それだけでもとんでもないけれども、実は裏のあっせんがあったんだ、裏のあっせんが。だから浜田さんはあれだけの、四年間で七億何千万、裏だけでですよ。初めの年はわずか四力月で二億です。どうやってそんな顧問料が集められるんだよ、これ。そうでしょう、総理。そのシステムを明らかにするからね。いろいろな構造腐敗があるよ、やらないかぬことはたくさんあるよ。だけれども、税ですよ。国民の義務なんです。これは本当にやってもらいたい。反対に小泉さんに、これは僕はチャンスだと思っ

ここを切り込んだら。ここはチャンスだと思えますが、これは後で事実を明らかに言いますからね。

### 《中略》

河村（た）委員 不満でございませぬけれども、きょうは事実を摘示いたしましたので、お願いいたしません。それでは、時間もございませぬから、これは本当に、ぜひ党派を超えまして、主張は民主党がいたします。しかし、こんなところへ税金が払えると思うのかね。本当に冗談じゃないですよ。

まず、それでは国税庁、来ておると思えますので。確定申告、二月十六日からでしょう。浜田さんが四年間で八億、裏ですよ。初年度は、答えられぬと思えますので言っておきます、これは大体二億です。

初年度といいましても、小泉さん、七月十日に退職するのですよ、実は。それで九、十、十一、十二、四力月で二億なんです。四力月で二億ですよ、国民の皆さん。退職して四力月で二億の収入があるんです。まず、これを理解しておいてください。ね。

国税庁、何か聞きますと、あなたたちは、国税のOBを、一人で税務

### 河村議員、OB税理士脱税の実態を追求

署の職員にほうっておくと悪いことをやるから、国税庁としてあっせんしてOBを税理士に送り込む、そういうシステムがあると聞いておりませぬけれども、そういうシステムは、全国で何人おって、何社、金は幾ら、この三つだけ答えてください。

それで、ちょっと言っておきますけれども、税務に携わってみえる方に言いますが、今確定申告が始まりました、お忙しい。だから、ほとんどの方は当然熱心にかけておられるんだよ。まじめです。これは当たり前なんだ。税務署員五万七千。だけれども、本当の上の方がとんでもないことをやっておられる。民間企業を食い物にして、自分たちの保身とあくどい金もうけに走っているんだよ。役人の不正は絶対許したらいかぬ。

ということ、次長、どういうシステムで、長くしゃべらないで、あなたたちがやっている表のシステムを説明してください。

### OB税理士のあっせんは退職管理の一環として必要

福田政府参考人 お答え申し上げます。

税理士資格を有する職員につきまして、退職後、顧問先を紹介するこ

とは、勧奨退職後の当該職員の生活設計に関する職員の不安の解消、非行防止、民間需要に対する的確な対応等の観点から、退職管理の一環として必要であると考えております。

（河村（た）委員）裏でやったのか、やっていないのか。人数と金を言ってください、全国の「と呼ぶ」御指摘の人数でございませぬが、平成十三年で申し上げますと、三百五十七人でございました。あっせんの数平均で十三・二件でございまして、一人当たり年間報酬額が九百四十一万円でございます。（河村（た）委員）「年間で全国で三十三億だ」と呼ぶ（掛算いたしますと、先生が今おっしゃった数字になるうかと思えます。（河村（た）委員）「三十三億とちゃんと言ってください」と呼ぶ）三十三億になるうか存じます。

河村（た）委員 よし、わかりました。ちょっと一枚目のパネルを出します。

これを見ていただきますと、いいですか、浜田さんは、ちょっと見にくいかわかりませぬけれども、初年度二億円収入がある。国税庁の話によりまして、一九九六年、とにかく今言ったやり方でいきますと、一日〇・〇三七社しかあっせんになら

## 河村議員、OB税理士脱税の実態を追求

ないわけ、全部割りますと。一年に何社というのを何カ月、日にちで割ればわかるでしょう。〇・〇三七社。ところが、浜田さんは四カ月で二億なんです、二億。これを割りまして、四カ月で割って、二十日で割って、大体、このみかじめ料、用心棒代というのは三万円、五万円、十万円ぐらいなんです。私はよく知っているんです、商売やっているから。仲間にたくさんいるし。悪いけれども、私は変なこと聞きませんよ。物すごい電話しました、大企業よ。僕の友達に。ようけやっているよ、やはり。何にもせぬ税理士に物すごい金払って雇っているよ、本当に。実にわかった。大企業がすごい、わかりました。

それで、これを割りますと一日五十社だ。いいですか、浜田さんの場合は一日五十社ずつ新規契約がないとだめなんですよ、月五万円出す人が。これは国税庁、あなたのやり方でいくと一日〇・〇三七社だ。何倍だ、これ。百倍、五百倍か。あつ、千三百五十倍だよ。裏のあつせんシステムがあるんじゃないのか。どうして浜田さんはこれだけ集められたんだ。どうだ国税庁。うそつかめくれよ、本当に。

福田政府参考人 お答えを申し上げ

げます。

先ほどもお答え申し上げましたように、税理士資格を有する職員について退職後私どもがあつせんしているのは事実でございますけれども、いやしくも納税者等から批判や疑惑を招かないように注意いたしますとともに、人事の担当者が責任を持って一括して行っております。

河村(た)委員 では、先ほど次長が言われた以外に……(発言する者あり)さつき、数字が違う、明らかに。千倍なんだ、実際集めたのは。あなたが言ったシステムと。だけれども、あなたは、システム的にあつせんしておるのはこれしかないんだね。ほかには国税庁は一切そういうあつせんをしていないんだね、システムのには。個人的にも。どうだ。

福田政府参考人 国税庁、国税局として、実際は国税局でございますけれども、それは別にいたしましたので、国税局として実施しておりますのは、先ほど私がお答え申し上げたとおりでございます。

河村(た)委員 大うそだよ、そんなの。どうしてできるのよ、一日五十社。毎日電話かかってくるの、これは一体、無理じゃないか、そんなこと。そして、その事務所は、悪

いけれども、途中でふえたかどうかわからぬ、私も聞きました。女の税理士が一人と家族の方と、そんなものですよ、やっているの。一日五十社ずつ、五万円ずつ入るのよ。こんな天国があつてどうするのよ、みんな苦しいときに、納税者は。冗談じゃない、うそ言うんじゃないよ、本当に。

総理、いいですか。今の、なぜそれじゃ年間三十三億、表で堂々と言っているかといったら、個人でやる人があるから、だめだからと言っているんだよ。ほかつておくと個人で悪いことやるから、団体で、国税局でやるんだと。何なんだよ、これは一体。かえつて悪いじゃないか。とんでもない話だ。

ということ、もう一枚出してください。実は、皆さんに、これは私もきちつと調べた結果です、どういうあつせんシステムがあるかをこれで公表いたします。

庁、局、署、が全国であつせん

こうです。いいですか、「国税局ウラ幹旋の実態」。「1 国税局人事課の幹旋」、これはまあ局によって言い方は違うようですけれども、A 勘定とか A 勘といえます。ここが三十三億円。今福田次長が言われたのは

三十三億です。

これで合うはずないんだよ、なぜなんだよこれと思つて、いろいろ、本当に皆さんにもお願いしたいんだけれども、情報も寄せていただきたい。それによると、「2 国税局調査部の幹旋」。これは資本金一億円以上なんです、総理。大きい企業を扱うのを調査部というんです。東京調査部は一から四まであります。二万社弱ぐらいの会社を扱っている。ここが独自にあつせんしているんですよ、実は裏で。そういうことだ。だからこんなばかげたことが起こるんですよ。

それから、言つておきますけれども、後で見えますが、浜田さん一人じゃないですよ。局長クラスは大体年間二億と言われております。それから、ある程度大きい税務署は年間一億。これだけをあつせんするシステムがあるんですよ、実は。ここがどういうことであつたのか。

それからもう一つ、税務署の法人の副署長、これは皆さん、中小企業の方はわかると思つけれども、友達に聞いてくださいよ。みんな副署長が声をかけます。どうだね、うちのOBおるけれどもどうだよと、みんなそうやってやっておるんですよ。事実です、これは。これが三番目。

それから「職員個人的の斡旋」、こういうのがあつたんです。こういう状況です。

要は、警察の不祥事もありませんよ、警察が泥棒して、覚せい剤もあるけれども、税務署の脱税は本当にいかぬですよ。小泉さんの聖域なき構造改革の一番根幹だ。これが崩れておつたら何もできないですよ、本当に。ほとんどの税務署員はまじめなんだけれども、こうなつてしまつた。

どうですか、小泉さん。これはフアクト、事実ですから。私、確信がありますから。当たつていますから。これはどうされるか。どうですか。

塩川国務大臣 その問題は、私は河村さんから何遍もお聞きして、現に国税局に、この前も地方国税局長を集めまして、そういうことに対する真相の究明をまずやるということが大事でございます。私たちも認識が薄かった。あなたから御指摘をいただいたので私もわかつた。

それで、ここについて勉強さすようにして、それで制度的にどうなつておるかということをやつていこうということを手をかけておる。それで、法律的な問題、要するに身分的な問題もございまして、

すので、勉強させてくれと言つた、一月月ほど前だつたと思つたが、あなたに申し上げたところですよ。

河村(た)委員 悪いけれども、塩川さんは本気がわからぬけれども、人柄と大臣とは違つたらぬ。厳しく言わせてもらつても、うそなんだよ、これ。内閣の質問主意書にどう答えているんだよ。同じように続けると答えているじゃないの、ついでの間。本当ですよ、総理。

もう私、大蔵委員会、財務金融で二年間にわたつて七回質問しているんです。一切変わつておりません。だから怒つておるんだよ、私、納税者にかつて。僕も本当に命かけてやつておるんだよ。

だから、総理、今まで聞かれたことを聞いて、質問通告してありますけれども、初めてかもわからぬ。だけれども、財金でも何遍もやつておる。どう思ひますか。この事実を確定して、ちよつと意見を。

小泉総理はここでもおざなり発言

小泉内閣総理大臣 税に対する信頼を揺るがせる大きな問題でありまして、こういうことがないようにな、さらに財務省としても、国民の信頼を得られるような改革に取り組む必要がある。

今財務大臣が答弁いたしましたように、調査をよくして、今議員が言つたような指摘や疑惑を招かないような体制をとつていきたいと思つております。

河村(た)委員 そういう話じゃだめなんだよ。まず、これからやるよりも、物事を変えるときは全貌を明らかにしてもらわないかぬ。それでしよう、国民の皆さん。これからやめると言つたつて、何をやっていくかわけのわからないものを、やめようがないじゃないか。

これは東京国税局に人事調査官とというのが見えるから、名前を出すのは特別にやめておくけれども、彼に聞けば全部わかる。全部公開してくださいよ、ロッカーをあけて。小泉さん、やれますか。いや、やれませんが、やらない、やつてくたさい、これは。納税者として、やつてくたさい。聖域ない改革、あなたはそれをやるから人気があるんだよ。やつてくたさい。

小泉内閣総理大臣 初めて聞いたお話なので、よく調査をして、不正のないような対策をとりたいたいと思つております。

河村(た)委員 これも何回も質問通告してありまして、情けない、本当に。わかりますよ、わかるけれど、

ども、しかし、小泉さん、これはある程度直観的に、これはいかぬと思つてもらわなければ、私、本当に小泉さんはおもしろい人で、なかなかいいこともあるんだけれども、おもしろいだけで総理大臣ではないものと思ひますけれども。

本当に自由主義経済の根幹を揺るがす。これは脱税とかそういう問題だけじゃなくて、企業の、私はどつちかという新しい経済学をとつておりました、いわゆるシユンペーター流というんだけれども、やはり、どどんといるいろいろな企業ができていく、一つ一つの中小企業とがラーメン屋のおやじとかそういうのを大事にしよう、そういう経済学なんです。それが、ある程度もうかつていくと、何と上にか広域暴力団があるわけだ、みかじめ料を取る。冗談じゃないぞ、本当に。本当なんだよ、これ。

いいですか、表のあつせんだけで一万社あるんだよ、表のあつせんだけで。こういう状況でございますか、また後で、一時間ありますから、昼に、その間にさらに聞いていただいて、この問題は全貌を明らかにする、人事調査官を呼ぶということを御答弁いただきたいと思ひま

河村議員、OB税理士脱税の実態を追求

す。

それで、あと五分ございますね。あと一分で終わりですか。

税務署は脱税を承知していた？

もう一つ、知っておったという証拠に、支払い調書というのがあるんですね。税理士さんに報酬を払うと、源泉徴収といまして一割引かないかぬ。この書類は、実は、浜田さんなら浜田さんは幾ら払いましたという、これは全部税務署へ集まるようになってるんです。そこで確定申告書と合わせて、この税理士さんの収入はこちら側と同じだと合わせてるようになってるんです。国税局長、だから、全部四年前からわかっていたんでしょ、二億足らぬということが。これが行くんですよ、税務署に。麻布署というのは税理士三百人ぐらいですよ。税理士監理官というのは、東京局には税理士係というのは三人いるのよ。わかっていたんです、完全に。それをほかっておいたんだ。なぜなんだ、これは。どうですか。

福田政府参考人 お答え申し上げます。

私ももてたしましては、あらゆる機会を通じて課税上有効な資料情報の収集に努めております。これら

の資料と納税者から提出された申告書等を総合検討いたしまして、課税上問題があると認められる場合には、当然のことでございますが、その者の過去の経歴等に関係なく、適時に税務調査を行うなどして適正かつ公平な課税に常に努めているところでございます。

今回の件につきましても、東京国税局査察部で査察を行い、告発したところでございます。

津島委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時一分休憩

午後一時開議

中略

河村(た)委員 それでは、午前中に皆さんにお話をいたしました、税務署、国税庁が民間企業と癒着をして、そこから金をかすめ取るというようなことが行われている。とんでもない話です、これは。役人の保身とあくどい金もうけに走っている。

まさに大塩平八郎の乱のときと同じですよ。小泉さんは三方一両損だと言つて大岡越前守をやってみるけれども、あのとときによく出るでしょう。代官があつて、おい越後屋と

言つて、おまえもういやつじやのうとかなんとか言つて、あるでしょう。(発言する者あり)悪じやのうと。越後屋さんに申しわけないけれども、あれと全く同じだよ、何百年たつても。だけれども、ここから大岡越前守、遠山の金さんは正したよ、これを。

問題は、最後に聞きますからね、小泉さん、一時間あつたと思ひますけれども、これは本当にやつてほしい。それと、塩川さんに僕は二年間、七回にわたつて質問しているんだから。

それと、総理、あなたの名前で、総理の判で、質問主意書というのがあるんですよ、国民の皆さん。それにこういふあつせんは続けるというて回答されているから、これはだめですよ。本当にだめです。

OB税理士あつせんにもB勘定

そういうことで、ちよつともう一回、A勘定、B勘定、出ますか。ちよつと国民の皆さんに、NHKの放送が切れたようですから、どういふ状況かお話しします。

午前中の話でわかつた事実は、国税庁というのは一定の表のあつせんがあるということですね。これは、年間三十三億ということでございます。

三百何人に三十三億ある。三百五十七人、四千七百十二件。二年でありますから、大体一万件ぐらいの会社に国税庁はあつせんしてやつていける。それでいきますと、全然話が合わなくなるわけです、札幌国税局長のは。一千万か二千万になるわけですよ、年間に、あつせん額が。だけれども、彼は、こちらの計算でいきますと、四力月で二億、初年度から。全然合わない。

そこで、何があつたのかということが、今テレビに出ますから、国民の皆さん、見てください。1というのは「国税局人事課の幹旋」、今、午前で出た、これをやっているというやつです。これでもけしからぬ、こんなことは。とんでもない。一人でやるから悪くなる、みんなやったらもつと悪くなるんだよ、これは。とんでもない話。これがA勘定と言われて、三十三億、これは認めています。

そのほかに、国税局調査部というのは、これは東京国税局調査部というのは一部から四部まであります。ここは、いわゆる大企業、資本金一億円以上のところをやっている。ここが膨大な企業の利権を持っているわけです。ここが大変すこいあつせんをしているのではないかとということで、国税庁は

ないと答えております。

それから「税務署法人副署長による幹旋」、これはC勘定。それから個人でやるあつせんもある。

こういう状況が一緒になって浜田さんの所得になっていった。後で言いますけれども、彼一人じゃないです。すからね、言っておきますけれどもも。一人だけだったら一人かわかりませんよ。だけれども、雪印のときもそうだったじゃないですか。あのときも、何かセンター長の個人的だとだれか言ったじゃないですか。大うそだよ、そんなの。みんな組織ぐるみだ。これこそ大組織ぐるみですからね。それを今から実証していきます。

#### OB税理士からの「上納金」

まず、財務大臣。私が直接聞いたというか、浜田さんが言ったということを書きましたけれども、OBから、こうやって何億と収入のある方から、要するに、現職の税務署の方に、現金、ビール券、タクシー券が還流している。かなりの量です。去年は数百万だと言われております。ビール券に至っては、第二の貨幣だなんていう話をしておるようです。こういう事実があります、どうでしょうか。

塩川国務大臣 そういいうわさということは聞いております。

このことで実は、いつでしたか先月の末ごろに、財金委員会で河村さんが御質問を私にされましたので、私は、それは非常にけしからぬことだ、だから、事実、こういうようなものが具体的にありということ、もし差し支えなかったら知らせていただいたら、私の責任でやりたいというのを答弁申し上げたと思うております。だから、その気持ちを私は持つておりますから、どうぞ一緒にいってでもそういうものを追及をしていくということを書きたい。私にはそういう情報が入ってこないんです。だから、あなたから情報があればやっていただいたらと。

河村(た)委員 私はやりません。これ、命をかけてやっているんです。この問題、実はタブーだったんです。あと、検事総長、検事長の問題もあります。それからマスコミも汚染されています。言いますから、事実を調べましたから。だれも質問しなかった、ほとんど。だから、私、命がけでやっているから、納税者を守るために。調べますけれども、私、残念ながら、財務省、国税庁の中で、僕が行きたいのは国税局の人事調査官、ここ行ってロッカーをあけたいんだよ。あけれないん

だ、僕は。あなたはあけられるし、小泉さんあけられるでしょう。一緒にやりましょうなんて、どういふことなの。

塩川国務大臣 先生の持つておられるような情報が私らのところに入っていないんです。(河村(た)委員「何で」と呼ぶ)いや、入っていない。だからそういうことを言っているんです。

私は、先月の何日だったか、国税局長会議を開いて、そういう実態調査にこれからかかるから、だから、そういうところは体制をとっていくからというところは言っているから、だから、そういうニュースを聞いたら私は具体的にやれるんですよ。だからその点を一緒に、そういう情報も欲しい、こういうことを言っているんです。

河村(た)委員 まあその問題は、うちもいろいろ書類が来て、後で見せるが、しかし、あなたのところ何もやらずに、ロッカーあけてみるよ。本間に、ロッカーを。簡単なことだよ。副大臣、政務官もあつたよ。何のために役所があるんだ。冗談じゃないよ、これ。何を言っているんだよ。納税者をどう思っているんだよ、納税者を。みんな国民見ているんだよ。本当はやめなにかめ、あなたは。冗談じゃないよ。

国税局は検事長にも会社をあつせんそれから次の、法務大臣さんに伺います。

私、これも聞いてまいりました。検事長とか検事総長、大変偉い方でございます。検事長というのは、全国で八つぐらいですか、ありますね、大きいところで。そこをやめられるときに、国税局の方から、やめられるならあつせんいたしますよ、どうですかという話があります。うわさじゃない、あります。私の聞いた話では、大体一社三十万、月にですよ、月に。それが大体、検事長で十社ぐらい。そうすると月に三百万。それから、検事総長だと二十社から三十社。そういう状況がある。

しかし、高額納税者になぜ出てこないのか。きのうから質問通告しているけれども、まあ答弁聞きましようか。わけのわからぬことを言われたいと思いますが、お願いします。

森山国務大臣 今お話しのようなことを、法務省であつせんするとか国税の方にお願いをするとかいうことはいたして……(河村(た)委員「いや、反対、反対、国税が頼む」と呼ぶ)そのようなお話しは私は承知しておりません。(河村(た)委員「高額納税者はどうですか」と呼ぶ)

#### 河村議員、OB税理士脱税の実態を追求

## 河村議員、OB税理士脱税の実態を追求

それも、一人一人の税額については、詳しく調べるといって手だてもございませぬし、把握いたしておりませぬ。

河村(た)委員 手だてもありませんって、高額納税者が検事長なんて何人おるんですか、過去十年間で。それこそ二十人が三十人でしよう。一応確認しますか、検事長と検事総長。聞きましたけれども、十年で三十人ぐらいですかね、二十人ぐらいでしたか。とにかくそんなものです。すぐ調べられるじゃないですか、そんなの。事務所がどこにあつて、その管轄の高額納税者名簿を見ればいいんだよ。

わかつていただいたと思いますけれども、それも答えられない。うそです。これは調査を求めますよ。(発言する者あり)いや、質問しません、次があるから。それでは調査に対しては答えただけどうか、改めて。

森山国務大臣 平成八年から十四年までの間に検事総長、次長検事、検事長の退職者という名簿はここにございまして、二十数人、名前だけはわかつておりますが、先ほど御指摘の収入その他については把握しておりませぬ。

河村(た)委員 わけのわからぬ

話ですね、これは本当に。そんなことすぐわかるんですよ。だから、これ、うそなんだよ、残念ながら。本当に悲しいことに、こういうことが言えない日本になっちゃっているんですよ。

具体的に言いますよ。国税局の幹部が、これは国税局長は検事長と同じようなのがありますから、どうですかとやっているんですよ。これが事実です、確認してまいりましたから。あなたたちが知らないわけではない、そんなことは。うそだよ、そんなこと、残念ながら。検事が、検事総長がうそつくこと、やめてくださいよ、本当に。そんな、知らないわけじゃないじゃないか、きのうから質問通告してあるよ、これ。検事長が幾ら収入があるかなんてすぐわかるじゃないですか。

森山国務大臣 昨日から通告は確かにちようだいしておりますが、法務省としては、おやめになった検事長あるいは検事総長等の収入について把握するということはいたしておりませぬ。

河村(た)委員 非常に悲しいこととでございますが、真実を言いますと、言えないということですね。これは、言いますと高額納税者逃れしていることがわかってしまつていう

ことがあります。残念ながらそんなんです。

それでは、次の方に。このことはまた再度いろいろ、いろいろというか、調査要求します。あきらめたわけじゃないですからね。

## マスコミ各社にもOB税理士

それから、マスコミについて、これは私は本当に言いたいんですけども、きょう記者の方たくさんお見えになるけれども、本当に残念だ、これは。私、なぜマスコミに聞くかというと、私は自由主義論者ですから、やはり報道の自由というのを非常に大事にします。だけれども、マスコミ、ジャーナリズムというのは、一定の公器という、パブリックの意味がありますよね。だから、どうなっているのか調べてみた。ほとんど全部のところは手紙を出しましたよ、皆さんのところに国税OBが税理士で入っていないかと。ほとんど入っている、名前は言いませんけれども。これは事実です。ほとんど大手。入っていないところは一つ返事が来ました。出版社です。ちょっと名前は言いません。残念ながら、ほとんどです。

こういう状況なんです、総理。いいですか。国税局、国税庁、それ

から検察庁、それからマスコミですよ、ここがみんなこうやって、国税ってすごい権限ですから、これはお金ですからね、それをみんな取り仕切って、そこへみんなこういうふうにはばらばらと自分のところの天下りといひますか。

さらにいかぬのは、今度の場合は金を払う方が問題なんです。顧問業をやらないからね。やってある人も間々にありますけれども、やらない。なぜ払うかといったら、何だと思えますか。総理、何だと思えますか。わからないですか。これは、何にもやらないのに払うんだから、いざというときに何とか口をきいてほしい、今言った交際費や何かかけてくれる、そういう話なんです。そういうことが起こってしまったということでございます。

それで、私はもうちょっと広い話をしますと、今までの経済学と違って、本当に小さいけれども企業をみんなでつくっていいかと。自分でやっていたからね。なかなか貴重なんですよ、僕なんて人間は本当に。落選二回十年、当選三回九年ですけれどもね。やはりこういうものを大事にしていいかという気持ちがあるから、とにかく役所がそういうものを取り仕切る世の中は絶対やめさせた

いという気持ちがあるんですよ。

背番号で脱税は消えない

それで、実は、国民背番号について一ツだけ聞かないかぬけれども、これは同じ意味だから。

総理、本当に個人的に、この間ちよっとトイレの中で会ったでしょう、こんなことを言ってもなんですけれども。来年の八月五日に国民の皆さん全員に十一けたの番号がつかます。十一けたの番号。全員です。

自治省はそれで住民票をとりやすくすると言っています。大うそだ、そんなことは。私は、本当に自民党は情けない。なぜ自民党は反対しないんだよ、こんなことに。病気だとか財産だとか家計だとか、それから遺伝子の研究をやっているんだよ、あのメーカーで、実際は。総務省は総務省でやらないと言っているけれども、通産省を中心にして全部企業がやっているんだ、そういうのを番号で統率するのを。

こういうことについて、総理大臣、これは通告してありますから、どうですか。いや、総理大臣に言わせてください。ここはわかっているから、悪いけれども。

小泉内閣総理大臣 国民の利便性を考えてこういう番号制をしいた。

また、今、国会で納税者番号を早く導入せよというのは、各党から意見が出ております。こつという観点から、国民の利便性を図るといふ観点から私は導入されたいと承知しております。

河村(た)委員 今の話を聞きますと、まず いやいや、もう言っているのはわかっているんですよ。決まったことしかやらないと言うんだから、悪いけれども。

だけれども、これは今言いましたように、脱税なんて、こんなところで脱税があるわけでしょう。番号をつけたってよくなりませんよ、言っておきますけれども。そんな、経済取引には使えませんが、現金取引に。銀行は今だつて名寄せできるんだから。国民管理だけなの、これ。(小泉内閣総理大臣「民主党はよく知っているんじゃないの、国民背番号」と呼ぶ)いや、私は反対ですよ。それはいい。そういうことです。

ですから、自由を守る人は本当に反対しなきゃだめですよ。ブッシュさんだつてやらないですよ、こんな大きいICカードをつけたのは。これは本当に一遍自由主義の観点から考えてもらいたいということです。それから、一つパネルを提示させ

ていただきます。

実は、浜田さん……(発言する者あり)まあ、後で見せるから。本当はここに肩書が全部出ておりまして、きょうの朝まで。悪いですけども、肩書が。でも、自民党の方から、まあ一応というお話で。僕はプライバシー論者で、実は二年前に知っていたんです、この名簿は。だけれども、さすがにプライバシーがあるからやめていたんです。だけれども、十一番目に、浜田常吉さん、年収一億二千万、それから高額納税者申告なしがあつたことと逮捕されてしまった。だから、私は本当に勇気を持ってこれを出したいと思うんです。

高額所得者にOBがない

これはどういう名簿かというところ、ここにありませうけれども、「国税庁、検察、マスコミ、世紀の構造腐敗。タブー。」である。「摘発あるところに天下りあり」「食い物にされる民間企業」ということです。一番上の方からいいますと、年収六億、これは高額納税者申告は五千五百万しかない。次の方、四億、これは申告は一千三百万しかない。次の方、四億、申告は二千四百万。それから次は一億八千万、申告なしだ。

ずつとなしなんですよ、これ。こういう状況でございます。(発言する者あり)国税OBです。国税OBの税理士さんの収入と、それから年収。これは大体かたいです。何人かは当たっています。それから納税者申告、これは調べりやわかります。この状況なんです。こういうことなんだ。

ですから、皆さん、名前はわかりませぬけれども、ちよつどのテレビを見ておられたら、ぜひ説明してもらいたい。私、脱税しておると言ふんじやないんだ。しておる可能性もあるかもわからぬけれども、そうではないんです。一番下なんだ、浜田さんは。なぜこれだけ収入があるんだよ、こんなに。そして、なぜ高額納税者申告に出たこないんだ、これだけの人が。

そこでお伺いします。

三月三十一日時点ですけれども、高額納税者というのは一千万を超えると要するに名前を出さなきゃいかぬ公示制度というのがあつたんです。これをわざと例えば四月一日に申告を出すとか、非常に単純なやり方は、三千五百万申告のある人が、五百万と書いて、間違えておりまして、三と入れたり、それから源泉徴収の分をごまかしたり、そういうや

河村議員、OB税理士脱税の実態を追求

り方があると聞いております。

どうですか、塩川さん。

塩川国務大臣 残念ながら、それだけの知識がございませんでした。

河村(た)委員 知識がないというのとはわかりませんけれども、違いますでしょうか、二年前に聞いたじゃないですか、私。一年前ですか。とんでもないです。私もぼけるところだったじゃないですか。とんでもないですよ。ぼけに乗るところだった。一年前、財金委員会で私聞きましたよ。(発言する者あり) いやいや、一年前はわかりませんが、必ず、塩川さんに聞きましたよね。それを答えてください。聞いた事実。

塩川国務大臣 この問題は、私は、河村さんから三回か四回聞きました。そのたびごとに調査を私は依頼したりいろいろなことをやってまいりましたが、昨年の十二月でしたか、委員会で質問がありましたので、すぐに私は、ことしの正月からこの調査を国税局に命じて、段取りに入ってきておる。そして、先ほども何遍も言っていますように、一月の十六日には国税局長会議を緊急招集して、こういう事実のことは言って、それからやっておりますんです。

それはあなたも長年、これは私は

あのとき言った、河村先生はこれをライフワークのように思っておる、これは命がけでやっておられるんだから、だからこつちもそれにこたえるようにしてやるということと言ったはずなんだ。だから、それを準備して今やっています。

それで、やめた後の身分というものと人権問題ということについて、法制局等に検討もやってもらっておりますし、今いろいろな準備をしておるといふことを言っている。

河村(た)委員 準備準備より、まず全貌を公開すればいいんですよ、国民の皆さんへ。それこそ、まづ事実がわからないと、直すと云ったってどうしようもないじゃないですか。(小泉内閣総理大臣「一日おくらせたらどうなんだ」と呼ぶ)一日おくらせましたら、その延滞税が若干つきます、ちよこつとだけ。延滞税と利息分がちよこつとつきます。そういうことですよ。だから、名前が出るよりはるかにいいわけです。名前が出ないんです。自分の名前を隠すことができるんです。

だから、私は何を聞いたかというのと、要するに三月三十一日に本当は出るはずだったのを後で直して出た人の数、税理士さんだけでいいですよ、その中の国税庁OBの数でいい

と。本当は名前を入れてもいいんですよ、本当は出るぐらいだから。聞いても答えられないんですよ、前から。小泉さん、どうですか、今の。けしからぬと言ってくださいよ。言ってください。

小泉内閣総理大臣 こういうのはまことにけしからぬことだから、調べて、一日おくらせても、隠そうとしてもだめだというような措置を講じた方がいいと思います。

津島委員長 河村委員、国税庁の次長に事実関係だけ。

河村(た)委員 いや、いいですよ、ちよつと時間が無いもので、あと十分しかないの。

みかじめ料では経費にならない

あと、それから言いますけれども、問題は、こつやって一遍も来ないような税理士さんをぼんぼん雇って、これは何か経費で落とされているけれども、交際費でないかという気がするんですよ。そうでしょう。みかじめ料ですよ、これ。もしそれを経費と言ったたら、脱税と言ったのはなんだけども、脱税ではない、多くは、何か解釈が困ったときとか、そういうややこしいときの経費なんです。これは本当におかしいですよ。三十三億分課税してくださいよ、わかっている分だけでも。どうだ。

津島委員長 国税庁福田次長。前の点もあわせて答弁してください。

福田政府参考人 まず最初の公示の関係でございますけれども、何人の方が云々の話でございますが、特定の個人、集団の課税情報でございますので、個人のプライバシーにかわりかねない問題でございますので、これは税理士、OBとか非OBとか税理士とか、そういうものじゃないと思いません、どの個人、集団でも同じでございますので、お答えは差し控えていただきたいと思います。存じません。

それから、顧問契約についての御質問でございますが、法人が、税理士あるいは弁護士等の資格を有する者と顧問契約を締結いたしましたし、月決めなどでその顧問料等を支払うことは、一般に行われているところでございます。

一般論として申し上げますと、このような顧問契約は、役務提供の内容が具体的に定められている場合はともかくとして、通常は、その顧問契約期間において、法人がその税理士あるいは弁護士等に対していつても必要に応じて専門領域に関する相談等を行うことができるというもの

でありますので、支払い側の法人としては、そのための費用であると考えられます。

一方、交際費等は、法人が取引の維持または円滑な進捗を図ることなどを目的として、その取引先の関係者等に対する接待供応等の行為のために支出するものでございますので、税理士等の顧問料はこのような交際費等には該当しないものと考えるところでございます。

河村(た)委員 まず、税理士だといつても、それは働いておる税理士は当然いいですよ。これは名前だけですから。それで、いつ働くかわからぬといつて、二年ごとにころころかわるシステムですよ。全然違いますよ。その個人に対する信頼感がほとんどないんですよ。見たこともないと。二年、来るときにこんにちとはと、さようならもない人が多いですよ、言っておきますけれども。そんなものが何が経費だよ、本当に。これは本当に脱税だよ、悪いけれども。悪いけれどもじゃない、本当にそうだよ、これ。税務署の脱税は一番いかぬ、本当に。

もうあと五分ですから、総理にお伺いします。

OB問題は税制への不信を助長

今までいろいろ話を聞いていただきまして。私、納税者は本当に怒っておりますと思う。こんなにもうからぬとき、法人税だつて、うちでもかつかつで苦しいですよ、本当に。そういう、みんなを集めた金を、そこで上にあるのが、何と民間企業を食い物にして、検察にも、企業を自分の私物化のようにして、ああ、どうだい、どうだいとやっている。僕は本当はここで、みんなに納税したらいかぬと言おうと思つたけれども、まあ民主党がそこまで言うなという説もあるものだから。

だけれども、これは本当にだめだ。僕は、小泉さん、ここだけは信じたい、やってくれ。人事調査官のロツカーをあげてくださいよ、方法はあるんだから。その情報を全部公開してください。それをもしやってくれなければ、検察もだめだから、悪いけれども。本当に悲しいけれども。マスコミもそんなんだよ。

間でも公開できます。納税者の皆さん、この一週間以内に小泉さんがこの問題をきちつとわかつてくれなかつたら、本当に税金で一揆を起こしましょうよ。それが国を変えることなんだ、本当に。それが国を変えること、自由主義経済を守ることなんだよ。

その第一歩を、ひとつ小泉さん、返事してください。お願いします。小泉内閣総理大臣 今のお話も含めまして、税務当局が、特に今までの点で正すべきことを正して、信頼をかち得るような体制をしっかりとつていきたいと思つています。

河村(た)委員 本当に小泉さん、そこで人気があるというのか、やられているわけだ。

それと、新しい経済学を考えるときに、企業を本当に大事にしてほしいんです、企業を。何でだめかといつたら、これは竹中さんはわかつておるかどうかわからぬけれども、やはり二十年間、経済学が古いんですよ、今のものは。国が全部やるという考え方なんだよね。僕は、郵貯も簡保も廃止論者ですよ、言っておきますけれども。もっと多くの銀行をつくらうという。とにかく、努力して企業をつくつておる人をどんどん育てていこう、こういう経済学に立

たなきやだめなんだ。そのときに、わかつたでしょう、こんな、企業からみかじめ料取つて、役人がみずからの保身とあくどい金もうけしている。絶対、絶たなきやだめですよ、これは。

いろいろお話をしてみましたので、大体これで終わりますけれども、本当に、先ほど途中でも言いましたが、これの一番悲しいことは、こういう金を払つておるのは大企業ともうかつておるところだけなんです。わかりますか、小泉さん。小さな企業、こんなお金払えませんよ、月に五万、十万、余分な金を。だから、本当に庶民が苦しむ世の中をつくらなければ、小さいラーメン屋のおやじが苦しむ世の中をつくらなければ、そういうことをお願いしまして、質問を終わります。

### 河村議員、OB税理士脱税の実態を追求

《連載第四回》

# アメリカでの社会保障番号(SSN)

## 濫用規制、議会の動向を紹介する(4)

SSNの自発的利用の拡大放置で、困難を極める濫用規制の現状  
問われるSSNの濫用規制と“個”回復に苦悩する連邦議会

PIJ代表 石村耕治(白鷗大学教授)

### 《内容目次 要約》

はじめに

問われる社会保障番号(SSN)の拡大利用

連邦議会による最初のSSN利用規制

連邦議会に再びSSN利用規制の機運の高まり

連邦会計検査院(GAO)『SSN利用実態報告書』(九九年二月)を公表

連邦下院歳入委員会社会保障小委員会、「社会保障番号の利用及び不正利用に関する公聴会」

(二〇〇〇年五月)

・公聴会開催の目的

・公聴会の内容

・公聴会の内容「抜粋」(二〇〇〇年五月九日)

(二〇〇〇年五月十一日)

《社会保障小委員会クレイ・シャウ委員長の開会の辞》

《カリフォルニア州選出、社会保障小委員会・上級マイノリティ委員ロバート・T・マツイ議員の開会の辞》

《ワシントン州選出、ジム・マクダーモット議員の陳述》

《ウイスコンシン州選出、ジェラルド・クレック議員の陳述》

《インディアナ州選出、ジョン・ホステットラー議員の陳述》

《テキサス州選出、ロン・ポール議員の陳述》

《信用情報機関連合会、スチュアート・K・プラット政府関係担当副理事長の陳述》

以上、前三号に掲載

### 本号掲載分

連邦下院歳入委員会社会保障小委員会、「プライバシーの保護と社会保障番号の不正利用規制に関する公聴会」(二〇〇一年五月)

・公聴会の目的

・公聴会の内容「抜粋」(二〇〇一年五月二十二日)

《社会保障小委員会クレイ・シャウ委員長の開会の辞》

《メリーランド州ニコル・ロビンソンの証言》

《ワシントンD・C、イメカ・モアンアメイの証言》

《ニューヨーク市警察コンピュータ捜査技術班、マイケル・ファボツイ刑事の証言》

《フロリダ大学(フロリダ州ゲインズビル)を代表して、学生、コリー・B・クラビットの証言》

以下、次号掲載予定

《プライバシータイムズ編集・発行者エバン・ヘンドリクスの証言》

《金融サービス合同協議会の代理として、顧問弁護士ジョン・C・デューガン、コピングトン・アランド・バーリング弁護士事務所

のパートナー、の証言》

《全米公益調査グループ、消費者プログラム担当理事、エドモンド・マイヤーズウインスキーの証言》

# 米

連邦議会下院は二〇〇一年五月に、「プライバシーの保護と社会保障番号の不正利用規制に関する公聴会」を開催し、今度はSSNと個人のプライバシー保護に関して各方面から多数の証言が行われた。そこでは、SSNの(不正)利用に伴う個人のプライバシーの危機的状況も語られている。

本号のCNNニュースでは、二〇〇一年五月二十二日に開催された公聴会における証言を翻訳・紹介する。

連邦下院歳入委員会社会保障小委員会、「プライバシーの保護と社会保障番号の不正利用規制に関する公聴会」(二〇〇一年五月)

二〇〇〇年の第一〇六回連邦議会・

下院歳入委員会(House Committee on Ways and Means)・社会保障小委員会

(Subcommittee on Social Security)では、二〇〇〇年五月九日と五月十一日

の両日、「社会保障番号の利用及び不正利用に関する公聴会(Hearing on Use and Misuse of Social Security

Numbers)」が開催された。

この公聴会の後、連邦議会下院には、超党派による下院法案(H・R

四八五七)「二〇〇〇年社会保障番

号保護・身元盗用規制法 (Social Security Number Privacy and Identity Theft Prevention Act 2000) 」が提出された。

この議員立法の共同提案者は、社会保障小委員会のクレイ・シャウ (E. Clay Shaw, Jr.) 委員長 (フロリダ州選出共和党所属)、ロバート・T・マツイ (Robert T. Matsui) 議員 (カリフォルニア州選出民主党所属)、ジェラルド・D・クレツカ (Gerald D. Kleczka) 議員 (ワイオミング州選出民主党所属)、その他社会保障小委員会所属議員である。

本法案 (H.R. 4875号) は、連邦、州、及び地方政府によるSSNの取引・掲示の禁止、SSNの不正利用に対する罰則の強化、民間部門におけるSSNの売買禁止、を中核としたものである。この法案は、二〇〇〇年末に、下院歳入委員会では承認された。しかし、会期末までに下院本会議での審議入りができなかった。この法案が関連する他の委員会での審議がされなかったためである。

二〇〇一年に入って、下院歳入委員会・社会保障小委員会のクレイ・シャウ (E. Clay Shaw, Jr.) 委員長は、二〇〇一年五月十五日に、再び、SSNの濫用による身元盗用

(なりすまし) 規制のための立法を行う用意のある旨を明らかにした。

そして、五月二十二日に、「プライバシーの保護と社会保障番号の不正利用規制に関する公聴会 (Hearing on Protecting Privacy and Preventing Misuse of Social Security Numbers)」を開催するとアナウンスした。

#### ・公聴会の目的

この公聴会の目的は、次のとおりである。

公的部門及び民間部門でのSSNの汎用と不正利用の実態

SSNの不正利用規制とプライバシー保護をねらいとした法案の検討

法案の企業、政府及び消費者に与える影響の調査

#### ・公聴会の内容

##### 《社会保障小委員会

##### クレイ・シャウ委員長の開会の辞》

##### 社会保障番号の利用及び

##### 不正利用に関する公聴会

(二〇〇一年五月二十二日)

本日、本小委員会は、継続して、社会保障番号 (SSN) の詐欺、濫用及び盗用を撲滅することにより、すべてのアメリカ国民のプライバシーを保護

するための調査をいたします。

昨年、私も、メリーランドのステイブンズ大佐夫妻から、身元盗用が本当にひどい犯罪であることを学びました。夫妻の社会保障番号は、三十三もの不正支払で、十一万三千ドルにも登る貸倒れ金額に使われました。また、ボブ・モリッツ氏は、私の選挙区出身で、子持ちの独身、零細企業の経営者ですが、彼の番号は五つの不正なクレジット取引に使われました。何年、何カ月も経過しても、彼らはいまだ自分らの名前をきれいにするために、お金と時間とエネルギーを費やしているわけです。

ウォール・ストリート・ジャーナル誌が昨年行った世論調査によりまずと、回答者の二十一世紀における第一の関心事に、戦争やテロ、環境破壊を抑えて、プライバシーがランクされましたが、これは驚くことではないわけです。

社会保障番号は、それが六十五年前につくられたときには、社会保障給付を計算する際の勤労者の収入を追跡することが唯一の目的でした。ところが、今日、社会保障番号の利用は放任状態にあります。私も、文字通り、社会保障番号に依存する「文化」を発展させてきたわけです。企業や政府は、個人の本人確認をする基本的な

方法として社会保障番号を利用してきました。

私もすべてが知っていることは、ほとんど取るに足らない取引をするときにさえも、最初に社会保障番号を見せないでそれをするのは、非常に難しいということです。

社会保障番号は多くの合法的な目的に使われている一方で、この非常に個人的な情報の広い流用性と入手のしやすさは、社会保障番号関連の犯罪を非常に加速させ、またプライバシーへの関心を高めました。はっきり言って、社会保障番号に関するプライバシーをうまく保護し、アメリカの一般の人たちを犠牲者になることから守るための包括的な法律が必要であります。

昨年、私は、小委員会のマツイ氏、クレツカ氏、フォリー氏ほかの委員とともに、下院法案 (H.R.) 四八五七号「二〇〇〇年社会保障番号保護・身元盗用規制法 (Social Security Number Privacy and Identity Theft Prevention Act 2000)」を提出しました。この法律は、公的部門と民間部門双方における社会保障番号の取扱を規制対象とすることにより、こうした目的を達成する包括的な方式によっていました。

公的部門については、法案では、社会保障番号の取引や公示することを規

制し、その取締規定を置き、また違反に対する罰則を設けております。

民間部門については、法案では、社会保障番号の売買や掲示を規制し、信用報告機関が社会保障番号を頒布することを制限しております。また、顧客が社会保障番号の提示を拒否したとしても、企業がサービス提供を拒否することを制限しております。

下院法案四八五七号は、昨年末に、下院歳入委員会では承認されました。しかし、会期末までに、下院本会議では審議されませんでした。この法案が関連する他の委員会での審議がされなかったためであります。

本日、本委員会での公聴会において、私も、自分の身元が盗用された数多くの被害者の中から、ニコル・ロビンソンとイメカ・モアンアメイの二人から聴聞いたします。

次に、私も、取締当局から、なりすまし屋を捕まえようとする場合に直面している問題について聴聞いたします。

最後に、私も、企業グループ、選挙で選ばれた公職者、私もと考えを同じくするプライバシー保護団体から、官民双方の部門においてSSNの汎用や濫用に関するそれぞれの問題意識、さらには法案に対するそれぞれの意見を聞きます。

## 《連載》SSNの濫用規制、米議会の動き(4)

今週、私は、社会保障番号の秘密性を保持し、身元盗用から市民を保護するための包括的な法律を下院本会議に早急に提出できるように、財政委員会及び他の委員会の同僚数人とともに、私どもの超党派の法律を再提出する予定であります。行動の期限はすでに切れてしまっています。

《メリーランド州

ニコル・ロビンソンの証言》

下院歳入委員会

社会保障小委員会での証言

社会保障番号の利用

及び不正利用に関する公聴会

二〇〇一年五月二十二日

私は、なりすまし屋の犠牲者です。二〇〇〇年の四月初旬のある金曜日の夕方、全国宝石チェーンの詐欺調査人から連絡がありました。彼が言うには、ある女が一昨日、サンアントニオの店で三千二百ドルのクレジット取引をはじめ、時計二つと指輪一個を買ったということです。彼は、私がニコル・ロビンソン本人であるか尋ね、私の生年月日、メリーランドの住所を確認した後、そのクレジット申込書に記された社会保障番号を告げました。彼が、私の番号を復唱したときには、はらわ

たが飛び出るほどびっくりしてしまいました。その犯人はその日もう一度やってきて、さらに商品を買おうとしたとのことです。店員がその女に、店のコンピュータがダウンし、その後、店の不正防止部門とサンアントニオ警察に警報を入れたと話したとのことでした。その週末は、私の胸の中をいんな考えがよぎりました。どうしてこんなことが起こったのか。私の友人なのか、知人か、敵か？ たくさんの取引をしたのではないか？

月曜日に、私は、三つの信用報告機関と連絡をとり、最近になって取引が開始されていないかどうか聞き、その時点ではいまだ私の信用記録には新たな取引が行われた形跡がないことが分かりました。たくさんの問い合わせがありました。その一つは、私の抵当金融業者からのものでした。私は、その業者と連絡をとり、テキサスで一人の女が私になりすましてクレジット契約をした事実を告げ、注意を促しました。その業者は、一人の女が、千八百ドルの個人ローンの申込にあたり私の情報を使っていたことを確認しました。私の指示に従い、その業者は、その女と連絡をとり、申し込みのあったローンが承認された旨を伝えました。その女は、ローン小切手を持って業者の事務所を出たところで、サンアント

ニオ警察に逮捕されました。

逮捕後、警察は、その女に、どこで私の社会保障番号と生年月日を手に入れたのかを尋ねました。その女が言うには、彼女は保健維持機関(HMO「Health Maintenance Organizations」)のデータベースを管理する企業で働いており、そこで、情報検索をし、私の社会保障番号と生年月日を入力したとのことでした。その女は、「品物を入力する際の不実記載」を問われることになりました。彼女は、知り合いの牧師や両親とともに、二度とこうしたことや親とと判事に確約し、数日後に釈放されました。釈放から二日後、その女は、融資の申込みをしたのでした。

しばらくして、私は、郵便で自分の信用記録を受け取りましたが、そこには以前と違うところがありました。私は、その女が私のモデルネームが分からないために、そのインシヤルを使っていることに気がきました。彼女は、虚偽の旧姓、テキサスのいくつかの違う住所、さらにはいくつかの違う生年月日を記載していました。しかし、私の社会保障番号だけはいつも同じものを記載していました。ある申込書には、私の社会保障番号を最後の二桁を入れ替え、それにインチキナテキサスの住所を記載していました。それでも、その

女は、欲しいものを手に入れるのを認められたのです。請求書がインチキな住所から債権者に戻されたために、その債権者はもう一度私の信用記録を確かめ、彼女の滞った支払請求書のいくつかを私のメリーランドの自宅に送ってきたのです。

私が業者と電話で連絡をとったとき、業者は無礼で、勘定が詐欺であることを信じようとせず、詐欺にあつたことを証する宣誓供述の書式を私に送るのを拒みました。私が業者に連絡してからすぐに、その業者はサンアントニオにいるその女の所在を確認し、倉庫からその品物を再配送したのでした。一年後の現在でも、業者はその勘定が詐欺にあつたものであることを認めようとしません。ただ、わたしは、請求書についてはそのつど受取を拒否しています。

その後の数ヶ月間に、私は、その女がさらに、二台のコンピュータ、大型の電気製品、衣服、家庭雑貨、携帯電話、それに千六百ドルの電気掃除機の購入にローンを申し込み、認められていることを発見したのです。製品のいくつかは、私の信用記録に詐欺に会った旨の警告を入れた後に購入されていたのです。その女が逮捕されてから二ヵ月後の二〇〇〇年六月に、彼女は私になりすまし

て車も購入していました。その女は、サンアントニオにあるディーラーでミツビシ製の乗用車を買っていたのでした。私は、自分がその車を買ったのではないと証明するのに、二〇〇一年一月までかかりました。

ところが、保険会社のゲイコ(Geico)は、二〇〇〇年六月まで、その車に私の名義での保険をずっと継続するのを認めていました。私は、六月に、ゲイコと連絡をとり、その車の登録番号を覚えてくれるように頼みました。しかし、ゲイコは、保険証券の保有者のプライバシーを守るのが会社の方針であるとして教えるのを拒みました。私は、ばかげていると思いました。なぜならば、本来、その証書は私に発行されていたわけですから。その女は、三ヵ月の期間で三万六千ドルを手に入れるのに成功したわけです。

こうして費やした時間は、私の人生に大きな影響を与えました。私は、その女が買った物をし、払えなくなつた請求書ツケ回されたわけです。私は、その女がした取引が詐欺であることを信じようとしないうちに、テキサスの債権者にどれぐらい電話をしたか分かりません。私は、テキサスの警察と話をし、自分はテキサス州法の下で被害届を出すことが認められており、その女を身

元盗用の罪で処罰してもらえないことを説得するために何日もかけました。その女は身元盗用で処罰されませんでした。私は、警察に被害届を出すのに電話代を支払うことを余儀なくされました。私は、その女を処罰してもらうにはどうしたらよいかを聞くために地方検察局に電話しましたが、誰も私の伝言に応えてはくれませんでした。私は、この女が二〇〇〇年三月から六月までにつくつた六十以上もの問題のある取引を消すために、数ある債権者に五十通以上もの手紙を書きました。

この件が終わつたなと思つたのは、私が、今年(二〇〇一年)四月四日にメリーランドの自宅で、その女の名前で徴収通知を受け取つたときでした。私はその徴収機関と連絡をとり、別人に通知したのではないかといいました。すると、彼らは、ローンを受ける際に提示した社会保障番号が私のものではない、といいました。その徴収機関の担当の男性は、サンアントニオの住所に間違いがありながら、その住所がそのまま機関の調査部門に送られ、それで、メリーランドの私の住所に送られたというのでした。私はその男性に、テキサスで重い罪を犯したこの女と自分の住所とに、どんなサービスが関係しているのか聞きました。しかし、その男性は知らせてくれませんでした。

した。それ以降、私はその男性と三度連絡をとりましたが、いまだ返答がありません。

私は、あの機関が自分とこの女とをどのように結びつけているのかわかりません。ただ、私は、この点に関心があります。というのは、その女は、詐欺をするためにニコル・ロビンソンという名前で複数の身元を語っているからです。

この犯罪は、私の自宅ローンの借換え、自分の銀行でのクレジット(与信)審査、携帯電話サービス加入にあつた資格に影響を及ぼしています。私にはこの種の犯罪の歴史があるという評価にもつながってきています。続いて、私の信用の二大柱、つまり借金なしと品行方正は共にインチキくさいと企業が疑うことになり、崩れてしまいました。口座取引の再開を望む場合には、再申請が必要だと言われました。もっとも重要なことは、この犯罪は私に常に不安を与えていることです。

私は、自分の社会保障番号カードを嚴重に力ギを掛けて保管して置くような人間でした。私は、これまで電話で個人情報を提供したことはありませんでした。私は、以前に承認されたクレジット申込書は常に裁断機に掛け、きちんと廃棄してきました。私は、毎

年、自分の信用記録をチックしてきま  
した。私には、犠牲者になるような心  
当たりはありませんでした。ところが  
が、保健維持機関（HMO）が私の社  
会保障番号を出せと「命令」してき  
て、それを身元確認番号として使いま  
した。私は、無理やり犠牲者にさせら  
れてしまったわけです。

私たちの政府は、社会保障番号を發  
行しましたが、それを日常的に利用さ  
せています。私たちは、自分らの社会  
保障番号を日常的に企業に対し提示し  
ています。ところが、企業が内部利用  
に供する以外、提示の理由が見つから  
ないわけです。私は自分の番号がどの  
ように使われるのか、あるいは誰が自  
分の番号にアクセスしたのか、そして  
さらには、この事件が自分の身に起き  
るまでは、まったく自分でコントロー  
ルできなかったわけです。正直に言っ  
て、私はこんなことは余り考えていま  
せんでした。私は犠牲者になってから  
は、毎日このことを考えています。こ  
の件は、生涯にわたって忘れないでし  
よう。サンアントニオのピクチャー・フ  
ローレス刑事は言いました。「あなた  
にはどうしようもないことです。あの  
女は、窃盗の罪を終え刑務所から出て  
きたときは、またやるでしょう。再犯  
率は非常に高いですから」。

私は、この女がどうなったのか聞

## 《連載》SSNの濫用規制、米議会の動き(4)

こうと思いい、その刑事と連絡をとり  
ましたが、折り返しの電話はもらえ  
ませんでした。

なりすましの被害者

誰かが私の身元を盗みました  
そして今、自分は自分でないと感じ  
ています

私は、自分を見ている犯人のポケッ  
トの中に住んでいます

ということは、その女は、何のとも  
なく、私を盗めるのです

その女は私をいつも持ち歩き、私を  
取り出すのです

小さな私は見捨てられます。疑いも  
なく置き去りにされるのです

いつか間もなく、私はもどります  
そしていつたん私が自分に返ったら、  
その者は重罪人の顔になるでしょう

ニコル・ロビンソン

(ニコル・ロビンソンはメリーランに  
住んでおり、政府と契約する情報技  
術者です。)

《ワシントンD・C、イメカ・  
モアンアメイの証言》

下院歳入委員会

社会保障小委員会での証言

社会保障番号の利用

及び不正利用に関する公聴会

二〇〇一年五月二十二日

見識のある下院の各委員殿

おはようございます。私は、イー  
メカ・モアンアメイと申します。ま  
ず、私は、小委員会が、身元盗用、  
とりわけ、社会保障番号の不正利用  
にあつた自分の体験を共に考えたい  
ということと招待くださいましたこ  
とに感謝したいと思います。

この犯罪については、もちろん、  
他の被害者の方々も証言されると思  
います。また、委員の方々の身に起  
こるまで何か理解をするのは難しい  
ことなのかとも思います。ともあ  
れ、私は、この犯罪のために不満を  
感じ、怒りを覚え、暴力的にすらな  
つたことを委員の方々にお伝えした  
と思います。私は、自分の情報を  
取り巻く状況を分かつたとき  
にはつきりしたことは、この犯罪の  
加害者が利用しなければならなかつ  
たたつた一片の証明は社会保障番号  
であつたと言つておりました。

二〇〇〇年五月下旬に、私は、大  
学のジムで私物を盗まれました。私  
の財布からは、オハイオ州発行の自  
分の運転免許証とビザ・カードが抜  
き取られておりました。そして、翌  
日、そのカードで買物がされており  
ました。その後、私は、そのカード  
契約を破棄し、新しい運転免許証も

申請しました。この時点で、私は、  
問題は解決したと思つておりました。

最初に、自分が被害を受けたな、  
と感じたのは二〇〇〇年六月になつ  
てからでした。私は、チェス・マン  
ハットン・バンクから手紙を受け取  
りました。同銀行が言うには、私の  
情報を使った疑いのあるクレジット  
申し込みを受けたとのことでした。  
わたしは、すぐに銀行に電話をし、  
常識的な情報を入力し、信用報告機  
関の一つと連絡をとりました。そこ  
で、私は、自分のファイルに詐欺に  
あつた恐れありの警告を入れて置く  
ことを教えられました。信用記録が  
私の元に送られてきました。

その記録には、八つくらいの不正  
な決済口座がありました。私はびつ  
くりし、その情報の訂正を求めよう  
としました。しかし、どうしたらよ  
いものか、分かりませんでした。自  
分が最初に思いついたのは、クレジ  
ットを承認した銀行の決済口座を開  
じるための連絡をとろうということ  
でした。私は手続を始めました。し  
かし、不正に開設された決済口座の  
取扱に関する正式な手続があると教  
えられたのは、五つ目の銀行にいた  
つてからでした。それから、私は、  
すべての銀行と連絡をとり、調査開  
始を依頼するための正式な文書の作

成をしなければなりませんでした。

この手続を開始してから、私が知ったのは、三つの信用報告機関は別々に運営され、すべての機関に調査を依頼するには、長々と退屈な手続を進めることが必要なことでした。もう一つ、私が知ったのは、記入する情報は統一されておらず、すべて異なるということでした。すべてに連絡を取った後で、私は、十三の口座があり、総額で三万ドルのクレジット支払があることが判りました。私のクレジットと加害者とを結びつける唯一のものは、私の運転免許証から引き出された自分の社会保障番号でした。後にもう一つ私が知ったのは、大多数のクレジット申込は社会保障番号を唯一の身分証明書として、電話で行われているということでした。私は、自分のサイン入りの多くの申込書のコピーを受け取りましたが、どれ一つ私の免許証のサインと一致するものはありませんでした。したがって、社会保障番号を見る以外に、本人確認は行われていなかったと言えるわけです。

私は現在、自分の個人情報やだすことに極端に注意するようになってきました。また、自分の家族にも注意させています。悪い情報を削除してもらうのは、それが犯罪者によって

行われたものであることを明確に証明できる場合であっても、至難の業といえます。

クレジット救済の手続は、公正信用報告法にあり、信用報告機関はクレジット詐欺の調査申立があり、その申立に理由がありと判断されれば、三十日以内に誤った情報を削除しなければならぬ、と定めています。これまでは、私は、決済口座が不正に開設されたとする自分の申立を立証するための手紙を添えて、いくつもの申請をしてきました。一年近くたって、数えられない位の電話をし、手紙を書き、公正証書や信用記録を処理し、たった六つの口座が削除されただけです。自分の信用は崩壊したままで、滞った支払勘定について説明に戸惑い、そして、家購入のための融資の調査に不満を覚えています。私は、他人の犯罪のために高い代償を払わされています。

他にも問題があります。それは、削除されたと信じていた支払勘定が最近また出現し出したことです。クレジットの与信者は、損失として不正勘定を処理し、その勘定を代位徴収機関に送っているわけです。代位徴収機関は、記録上、その勘定に新しい番号を付け、信用情報機関に対してその情報を報告しているわけ

です。これが、その情報の調査と事務手続の新たな周期に始まりとなっていくわけです。

最後に、この経験は不満、退屈、それに同じ事の繰り返しです。私は、この小委員会が消費者や消費者の私的な情報を保護するためにとるいかなる行動をも支持します。こうした話で、なりすましの現実をいくらか理解していただけたのではないかと思います。時間をとっていただき、感謝する次第です。

#### 《ニューヨーク市警察コンピュータ捜査技術班、マイケル・ファボツイ刑事の証言》

夕捜査技術班、マイケル・ファボツイ刑事の証言

下院歳入委員会

社会保障小委員会での証言

社会保障番号の利用

及び不正利用に関する公聴会

二〇〇一年五月二十二日

本小委員会の委員長及び委員の皆さま、おはようございます。私もニューヨーク市警察に、この非常に重大な課題を討議しております本日の委員会に出る機会を与えてくださり、ルド・ジュリアーニ市長及びバーナー・ケリック警察委員長に代わり、感

謝の意を表する次第です。

私の名前はマイケル・ファボツイ、刑事です。私の隣に座っているのは、ジェームス・ドイル捜査部長です。私も、ニューヨーク(NY)市警察でコンビを組んで、三十六年になります。この間、私もは、ニューヨークの地下鉄や住宅開発現場の巡回に従事し、そして最終的にはNY市警の刑事局で働くに至りました。現在、私もは特別捜査部門に属するコンピュータ捜査技術班での任務に就いております。特別捜査部門での捜査官は、ホワイトカラー犯罪、とくに銀行や仲介業の詐欺、クレジットカード詐欺、身元盗用の捜査を担当しております。ここ数年間は、私もは、コンピュータ捜査技術班での任務に就いており、インターネットを使った金融犯罪を捜査する最前線におります。

ここ五年くらいは、身元盗用犯罪のために、犯人が被害者の個人的な本人確認データを危険にさらす事件が急激に増えてきております。こうした犯罪者の手に落ちる情報は、氏名や生年月日、社会保障番号、銀行口座番号、その他個人的な金融情報などです。

身元盗用の被害者は、他の犯罪被害者と同様に、自分に不始末の原因があったように感じているわけです。この

犯罪の場合には、犯行後に必ず起こる出来事の悪循環のために、とくにそう感じるようになるわけです。

ちよつと想像して見てください。最近結婚したカップルがまさに共同生活を始めたところだとします。このカップルは懸命に働き、はじめての新しい家を割賦払いで購入するだけの貯金があるのにもかかわらず、信用記録に記載された自分らに身の覚えのない過去の不払い情報で、抵当ローンが認められなかつたとします。無実の被害者であるだけに、この種の詐欺により受ける精神的なショックは計り知れないものがあります。また、その犯罪が分かり、報告されると、犠牲者は自力で自分の信用歴をきれいにし評判を取り戻そうとすることを余儀なくされるわけです。

私もコンピュータ捜査技術班は、加害者が特定の個人情報を利用して、クレジットカードの入手や個人ローンを受けるケースはもろろのこと、車や家を購入するケースなど、数多くの捜査を成功させてきました。私どもは、法律の執行においては、この種の犯罪者を検挙することで、ある種の満足感を覚えます。しかし、その一方で、この種の犯罪の被害を回復するために被害者が費やす時間とエネルギーの量と比べて見た場合、十分であると

## 《連載》SSNの濫用規制、米議会の動き(4)

はいえませんが。

最近、私は、国内はもろろのこと国際的にも脚光を浴びたアブラハム・アブダーラ事件での検挙担当官でしたし、また、主任捜査官でもあります。この事件は、いまだ捜査中であるため、今からの私の話は公開されている情報に限定させていただきます。

アブラハム・アブダーラは、ニューヨークのブルックリン地区にあるレストランで給仕をやっていました。彼は、インターネットなどを使い、氏名、生年月日、社会保障番号、電話番号のような情報、さらには、ときによつては、銀行口座や仲介口座情報をつまぐ入手していました。アブダーラは、給仕として働く一方で、店にいくるるんな客のクレジットカード番号を盗み、それらの番号を使い、インターネットを通じてさまざまな商品を注文し、購入をしていました。

アブダーラは、盗んだクレジットカードで商品を注文する一方、新規のクレジットカード決済口座の開設に、被害者の方々の個人情報を使いました。アブダーラは、新規のカードをいつもの新住所、つまり「手紙受け」(mail drop)に郵送してくれるように頼みました。この「手紙受け」は、私書箱、あるいはMailbox Etc. のような個人が郵便物を受け取る郵便物受領所

です。新規のクレジットカード決済口座は、名士や著名でよく知られた業界リーダーまでも含む複数の個人の住所として、これらの「手紙受け」を使って開設されました。これらの新規のクレジットカード決済口座を使う際に、アブダーラはオンラインで信用記録を購入できる地元の図書館に行きました。

アブダーラは、オンラインの情報プロバイダーその他インターネットのデータベースを使って、これは俗に「社会学(social engineering)」と呼ばれるトリックですが、それを使って、被害者の銀行口座や仲介口座に入り込むのに成功したのでした。

社会学とは、ある者が、個人あるいは口座に関する個人情報を提供して他人、例えば顧客サービス担当者のような人を欺くやり方を指します。アブダーラは、口座情報や口座のパスワードまでも手に入れた上で、この国で最も金持ちクラスの人たちの口座から莫大な金額の現金を盗み出すことができたのでした。

この給仕によるサイバー窃盗の話は、電子商取引システム全体に通じる弱点についての恐ろしい告白です。アメリカでは、電子商取引システム、つまりインターネット取引は、暗号技術とオンラインプライバシー保護基準が

あるということに安全だと信じ込まされ、何とか不安は和らげられてはいるのです。しかし、アメリカの電子商取引システムの欠陥は、レストラン、デパート、販売店のカウンター、医務室、銀行や仲介業の内部勤務者、全国ベースの三大信用報告機関など、あちらこちらに存在するわけです。アブダーラは、このシステムにあるほんの少しの欠陥を見つけ、一億ドルを盗み出し、思い通りにできたわけです。

私どもは、この委員会に対して、消費者のプライバシー権を犠牲にすることなしに、この種の詐欺を防止する新たな方法を開発するに必要な手続を取るよう勧めます。とくに、私どもが勧める立法面での検討点は次のとおりです。

- ・消費者個人の本人確認情報を取扱う事業者は、誰が当該情報を取扱い、かつ当該情報をどんな目的で提供したのかについての厳格な責任体制を確立すべきである。
- ・消費者信用報告機関は、信用歴に関する照会があった場合、その旨を消費者に通知することを義務付けられるべきである。その消費者は、当該信用歴情報を消費者信用報告機関が頒布することを拒否する最終的な権限を有するべきである。
- ・インターネットプロバイダーやウ

エツブサイトは、自己の詳細な取引記録の保存を義務付けられるべきである。(電話会社が法律の執行に不可欠な詳細な通話記録を保存しているのとは異なり、インターネット会社はどのような取引記録を保存すべきかについていかなる基準も定めていない。このため、身元盗用を調査する場合の障害となっている。)

・インターネット上に社会保障番号を掲示することは禁止されるべきである。

私も、これらの法的なセーフガードのいくつかが立法化されれば、身元盗用犯罪に対して大きな衝撃を与えることができると思います。この小委員会が陳述する機会を与えてくださり、ありがとうございます。私どもは、委員の方々からご質問があれば喜んでお答えいたします。

《フロリダ大学(フロリダ州ゲインズビル)を代表して、学生、コリー・B・クラビットの証言》

下院歳入委員会

社会保障小委員会での証言

社会保障番号の利用

及び不正利用に関する公聴会

二〇〇一年五月二十二日

本小委員会の委員長、それから委員の皆さま方、おはようございます。私はコリー・B・クラビットと申します。現在、フロリダ大学(University of Florida)で政治学を専攻する最上級生です。私は、本日、この委員会に、フロリダ大学学生団体、及びとくに「学生上院社会保障プライバシー」に関する委員会(Student Senate's Ad Hoc Committee on Social Security Privacy)を代表して出席しております。また、私は、大学の事務長から任命され、フロリダ大学学生証特別作業部に参加しております。

私は、このような極めて重大な課題に関して、本日、公聴会を開催しました本委員会の委員長及び尊敬できる委員の方々に対し感謝する次第です。皆さま方は、本委員会の委員として、個人の社会保障番号の不正利用による身元盗用の問題がどれくらい深刻になってきているか、よくご承知のことと思います。身元盗用の危険は、私たち学生団体の作業メンバーだけに留まらず、この国の学生に共通する問題でもあります。学生上院社会保障プライバシーに関する委員会活動を通じて、私たちは、フロリダ大学の学生、さらにはフロリダ州にある他の大学に通う学生の

身元とプライバシーを保護するため一生懸命に検討をいたしました。

社会保障番号の不正利用により、フロリダ州さらには国中において、ますます数多くの学生が、自分らの身元の盗用にあつてきているということが、痛ましいほどはつきりしてきました。事実、一九九八年に、地元の大学警察署は、フロリダ大学キャンパスの中にあるジェニングス学生寮で働いている受付係を二十三人の学生の身元を盗用したかどで、逮捕しました。この受付係は、郵便物の窃盗及びクレジットカード詐欺で処罰されましたが、盗まれた学生の知らないところで七万ドル近くを使い込んでおりました。地元紙ゲインズビル・サンによりますと、アラチユア郡ロバート・ギャフ保安官は、「このような規模の大きいのは稀であるとしても、これに類する詐欺」は、常に発生している」と述べておりました。

本日、この委員会での証言において、私は、フロリダ州の州立大学システム、もつと限定して言えば、フロリダ大学内での本人確認目的での社会保障番号の汎用について話すようにいたします。加えて、私は、本小委員会の委員の皆さま方に対し、「社会保障番号」を基礎とした本人

確認制度から、すべての学生、職員、教員がより高度のプライバシーと安全性を確立できる制度へ移行するために懸命に検討し、確立した私たちの最新の考え、それは多分に経済的かつ記号論理的な負担を伴うものではありませんが、その概要を披露したいと思います。

フロリダ大学では、一九六六年に、社会保障番号を学生の本人確認の基本的な手段として使い始めました。過去三十五年間にわたり、十万を超える学生が、キャンパス内でほぼすべてのことに自分の社会保障番号を使うように求められてきました。

一九七〇年代に、フロリダ大学評議員会は、州内のあらゆる公立大学は学生身元証明番号として各自の社会保障番号を使うように義務付けました。この義務化により、想像するのは難しいのですが、多分、フロリダ州内はもろろのこと、その他の地にいる、数百万の学生や同窓生は、現在、自分の社会保障番号の安全性が不安な状態に置かれ、しかも不法な身元盗用専門家の餌食となるのを待っているようなわけです。

フロリダ大学社会保障プライバシーに関する特別委員会の意見は、社会保障番号の利用は、次の二つの目的に限定して利用されるべきである

《連載》SSNの濫用規制、米議会の動き(4)

ということですが。つまり、学資援助

申請目的と、州及び連邦政府機関が求めた報告目的に限るべきだ、と言うことです。実際には、フロリダ大学の学生は、自分らの社会保障番号を、科目の履修登録から学生口座引落しを使った一枚のリトル・シーザーズ・ピザの注文まで、何にでも提示するように求められています。

私自身を例として見ると、自分の社会保障番号は、次のことに利用するように求められます。

- ・教室中を回覧される出席簿への記載
- ・試験の答案用紙への記載
- ・キャンパス内駐車用駐車券の購入
- ・学生自治会の選挙と任命

それから、最も不安なのは、一般に掲示され、しかもインターネットを通じて世界中からもアクセスできる点数表の上に、日常的に社会保障番号が記載されることです。

リスト・アップすれば、きりがありません。

最終学年に入った学生として、私は現在ロースクール（法科大学院）への出願手続を進めています。手続の一環として、私の成績表をロースクールデータ集積サービスに送らなければなりません。そこに送るあらゆる文書に対し、自分の社会保障番号を記載するよ

うに求められています。

最近、私は、自分の出身地であるボカ・ラトンにあるフロリダ・アトランテック大学で夏季授業を受けました。フロリダ大学に成績表を送ってもらうための支払をする際に、フロリダ・アトランテック大学の事務員がとくに自分に対して、小切手の上に自分の社会保障番号を必ず書かなければならないと言いました。身元盗用についてよく知っている自分として、私は、小切手

の上に自分の社会保障番号を記載したくない旨を丁寧に説明しました。私は、個人小切手の上に自分の口座番号と社会保障番号を記載することは、詐欺師の夢に乗るようなものであり、こ

うした危険なやり方に加担するわけには行かない、と説明しました。大学の会計課員は、不満そうに（私に誇張があるかも知れませんが）「じゃあ、あなたの学生証番号はどうですか」と私

に言いました。結局、その会計課の女性は、私の学生証番号を書き、私の社会保障番号なしで小切手を受け付けま

した。私はロースクールに入りたいで、自分の成績表がキズなしで送られるように望んでいます。

私は、身元盗用に関する調査を通して学んだことのすべてにおいて最も驚いた点は、学生たちは自分らの社会保障番号を見せることに慣れて

しまっており、その必要性がない場合でさえも本当に本能的に見せてしまうということが分かったのです。私も、身元盗用の被害者と話す機会を持つ以前は、皆と同じようにすべ

ての期末の論文、レポートや試験に自分の社会保障番号を記載してしま

した。学生には、自分らの社会保障番号がどんなに特別なもので、しかも重要なものであるのかを理解できないわけ

です。

私は、フロリダ大学のキャンパス内にある長距離電話サービスで、パートで働いています。自分の仕事柄、電話

代を支払にやってくる同級生と接触する機会が出てきます。一日もた

ないうちに少なくとも一人の学生がやってきて、自分らの支払口座情報を調べるように頼んできます。ま

た、その際に、社会保障番号の提示が要るのかを私に聞いてきます。当

然、私は、その学生らに、番号提示の潜在的な危険性について説いて聞

かせます。しかし、残念なことに、学生の多くは、事の重大さ、ないし

は問題自体が理解できないのです。あるいは、まったく自分とは関係な

いことだという感じなわけです。

誰が学生の社会保障番号にアクセスできるのか考えてみてください。答えは、驚きませんが、求めればほと

んど誰でも得られます。先週のことでしたが、友人の一人が電話をしてきて、激怒しながら、彼の女友だちを教えている教授がそのクラスのインターネット上のホームページにクラス全員の全九桁の社会保障番号を掲載したと言ったのです。

この行為は、相手を中傷する意思とか、悪意がないとしても、そのクラス

の学生全員を身元盗用の危険にさらす可能性につながるわけです。わたし

は、この出来事に非常に関心がありま

す。そこで、本小委員会の委員の皆さまに見てもらったために、そのクラスの

ホームページのコピーを取ってきました。こんなに簡単な訳です。詐欺師

は、ほとんど労力を払う必要はないわけです。大学内では、学生それぞれ

の、さらには学生すべての社会保障番号は、極めて多数の者が自由に利用できる状況にある、ということ

を織り込んでください。この番号リストには、教授、助手、寮の受付係、学生寮補助員、学生課員、図書館員、リトル・シーザー・ピザ店従業員、書店従業員、郵便配送係、それから学生団体が入っています。

最も重要な点は、この国の学生は、わが国の大学制度の中で、頻繁に行われる自分らの社会保障番号の無制限かつ自由な利用によって、ますます身元

盗用の危険にさらされてきている、という事です。平均的な学生は、身元盗用の被害者になるなど考えられないわけです。というのは、学生の多くは、クレジットカードを持っていませんし、ローンの申込みをしたことがありません。したがって、自分らの信用歴を調べたこともないわけです。学生らは、卒業し、新しい職に就いて巣立った後に至って、自分らの信用がめちゃくちゃにされていることに気付くだけです。

昨年度、私は、フロリダ大学事務局に対し、学生証番号として社会保障番号を使う現行のやり方をやめるように勧告するために、懸命に作業をしました。大学事務局は、この変更をすれば経済的な、さらには事務的な負担が明らかなのにもかかわらず、極めて早急な対応を取りました。一月に、大学事務局長は、すべての主要部門の代表を学生証特別作業部会の委員に任命しました。現在、私は、その作業部会の委員です。私たちは、学生の社会保障番号を絶対的に必要とする者のみならず、にアクセスが認められることになるデータレトリバー・システムを開発する作業をしています。その他のすべての大学業務には、無作為抽出された公的なID番号を使うこととなります。この作業は単純なように見えますが、実際

はそうではありません。

フロリダ大学のデータベース一つを改修するだけでも、Y2K(二〇〇〇年問題)プロジェクトに匹敵するものになります。新たなコンピュータ・プログラムがつけられなければなりませんし、新たなフォームをプリントしなければなりません。さらには、五万人を超える学生、教員及び職員に対し、新システムの設置が完了すれば、その説明をしなければなりません。

本委員会の委員長及び尊敬できる委員の皆さま方、合衆国内には数多くの学校や大学があります。これらは、フロリダ州立大学システムの中にある各大学とまさに同様な状況にあるわけです。つまり、これらの学校では、従来どおり学生のID番号として学生各自の社会保障番号を使っているわけです。ドグゼット下院議員、私の知るところでは、あなたの選挙区にあるテキサス大学がこうした学校の一つになっているようです。テキサス大学の学生レポーターが最近、身元盗用で学生がどんなにひどい目にあっているかについての長いレポートを書きました。

この国において、大学が学生証番号に社会保障番号を転用し続けるのは、現在、まったく合法であります。多くの学校は、データベース・システムを

変更したくとも、その予算がないため

できないでいます。私は、この小委員会による積極的な対応が、この国の大学で学んでいる学生と現在席を同じくしている身元盗用の潜在的な危険性までも取り除く大きな力になるものと信じております。

賞賛と尊敬を込めて、時間を下さったことに対し心からお礼を申し上げます。

(添付資料は当委員会のファイルに保存するものとする)

《編集部より》

米連邦議会下院のSSNをめぐる報告は、CNNニュースが始まって以来の、「長期連載」となりましたが、問題が重大であることから、「ご了解ください。」

いよいよ次号で完結の予定です。報告する証言は、「SSN利用規制賛成」・「SSN利用規制反対」双方とも、専門的な発言内容のようです。わが国における「総背番号制」を考え得る際に大いに参考になるかと思えます。ご期待ください。

《連載》SSNの濫用規制、米議会の動き(4)

プライバシー・インターナショナル・ジャパン (PIJ)  
東京都豊島区西池袋3-25-15 IBビル10F 〒171-0021  
Tel/Fax 03-3985-4590 編集・発行人 高橋正美

Published by

Privacy International Japan (PIJ)  
IB Bldg. 10F, 3-25-15 Nishi-ikebukuro  
Toshima-ku, Tokyo, 171-0021, Japan  
President Koji ISHIMURA  
Tel/Fax +81-3-3985-4590

<http://www.pij-web.net>

2002.04.20発行 CNNニュースNo.29

入会のご案内

入会いただいた方には、季刊CNNニュースをお送りします(年4回刊)。  
年会費 正会員10,000円、賛助3,000円  
(ともに年間購読料3,000円含む)

NetWorkのつばやき

・住基法改正案成立の過程で、「他の業務」には番号を使わないと約束した役人は、この「約束」も忘れ(反古にし)、免許や、パスポート、などなど多方面での番号利用をブチあげている。

(T)

編集及び発行人